ＳＴクラウドサーバーサービス契約約款

２０２５年3月２０日

株式会社 ＳＴＮｅｔ

目　　次

第１章　総則
第　１条　約款の適用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
第　２条　約款の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
第　３条　用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第２章　ＳＴクラウドサーバーサービスの提供区域
第　４条　ＳＴクラウドサーバーサービスの提供区域・・・・・・・・・・・・・・・・2

第３章　契約
第　５条　契約の単位・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
第　６条　ＳＴクラウドサーバー契約申込の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
第　７条　ＳＴクラウドサーバー契約申込の承諾・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
第　８条　最低利用期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
第　９条　ＳＴクラウドサーバー契約内容の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
第１０条　サービス利用権の譲渡禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
第１１条　ＳＴクラウドサーバー契約者が行うＳＴクラウドサーバー契約の解除・3
第１２条　当社が行うＳＴクラウドサーバー契約の解除・・・・・・・・・・・・・・3
第１３条　その他の提供条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第４章　契約者の義務
第１４条　利用に係るＳＴクラウドサーバー契約者の義務・・・・・・・・・・・・・3
第１５条　バックアップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
第１６条　アカウント及びパスワードの管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
第１７条　ソフトウェア等の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
第１８条　必要情報の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
第１９条　電子メールによる応答義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
第２０条　技術基準の維持・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

第５章　付加機能
第２１条　付加機能の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
第２２条　付加機能の最低利用期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
第２３条　付加機能の解約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

第６章　附帯サービス
第２４条　附帯サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

第７章　提供停止等
第２５条　利用の一時中断・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
第２６条　提供中止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
第２７条　提供停止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
第２８条　利用の制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
第２９条　提供の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

第８章　料金等
第３０条　料金及び工事や手続き等に関する費用・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
第３１条　月額料金の支払義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

第３２条　工事費の支払義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
第３３条　料金の計算方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
第３４条　割増金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
第３５条　遅延損害金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

第９章　データ・ソフトウェア等の取り扱い
第３６条　ソフトウェアの著作権等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
第３７条　データ等の取り扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
第３８条　ＯＳの再インストール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
第３９条　運用管理・データの利用等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
第４０条　ソフトウェアの更新等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
第４１条　データ・ソフトウェア等の消去・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
第４２条　解除時のデータ・ソフトウェア等・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

第１０章　保守
第４３条　修理又は復旧の順位・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

第１１章　損害賠償
第４４条　賠償額の予定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
第４５条　免責・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
第４６条　第三者利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
第４７条　利用責任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
第４８条　お客さま情報の保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

第１２章　雑則
第４９条　承諾の限界・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
第５０条　特約条項等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
第５１条　法令に規定する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

別記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
１　氏名等の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
２　ＳＴクラウドサーバー契約者の地位の承継・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
３　ＳＴクラウドサーバーサービスの禁止事項・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
４　管轄裁判所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
５　ドメイン名に係る申請手続きの代行等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
６　サーバー証明書に係る申請手続きの代行等・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
７　新聞社等の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
８　料金請求書等の発行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
９　支払い証明書等の発行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８

料金表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９

附則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５２

第１章　総則

（約款の適用）

第１条　当社は、このＳＴクラウドサーバーサービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、この約款に基づき、ＳＴクラウドサーバーサービス、付加機能、ＳＴクラウドサーバーサービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものに限ります。以下「附帯サービス」といいます。）を提供します。

（約款の変更）

第２条　当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

（用語の定義）

第３条　この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用　　語	用　　語　　の　　意　　味
１　ＳＴクラウドサーバーサービス	サーバー装置及びサーバー装置に付随するコンピュータプログラム等を使用して行うサービス
２　サーバー装置	ＳＴクラウドサーバーサービスを提供するために当社が設置するハードウェア装置であって、情報の蓄積又は転送等を行うもの
３　ＳＴクラウドサーバー契約	当社からＳＴクラウドサーバーサービスの提供を受けるための契約
４　ＳＴクラウドサーバー契約者	当社とＳＴクラウドサーバー契約を締結している者
５　ドメイン名	株式会社日本レジストリサービス（以下「ＪＰＲＳ」といいます。）等によって割り当てられる組織を示す名称
６　独自ドメイン名	ＳＴクラウドサーバー契約者が所有するドメイン名
７　仮想装置	サーバー装置を論理的に分割し、ＳＴクラウドサーバーサービスを提供するもの
８　タイプ１（ビジネス）	削除
９　タイプ２（プレミアム）	当社がＳＴクラウドサーバー契約者の要望に合わせたサーバー装置を構築し、ＳＴクラウドサーバーサービスとして提供するもの。
１０　タイプ３（エコノミー）	当社が１のサーバー装置において、１以上のＳＴクラウドサーバー契約者に対してサービスを提供するもので、予め当社が用意したメールサーバー機能やＷｅｂサーバー機能のみを提供するもの。
１１　タイプ４（フレックス）	当社が１のサーバー装置において、１以上のＳＴクラウドサーバー契約者に対してサービスを提供するもので、ＳＴクラウドサーバー契約者自身が仮想装置の生成、変更、及び削除が可能なもの。
１２　持込端末機器	タイプ４（フレックス）外部機器接続機能のために、当社データセンターに持ち込まれる、ＳＴクラウドサーバー契約者所有の端末機器
１３　消費税相当額	消費税法（昭和６３年法律第１０８号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和２５年法律第２２６号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第２章　ＳＴクラウドサーバーサービスの提供区域

（ＳＴクラウドサーバーサービスの提供区域）
第４条　当社が提供するＳＴクラウドサーバーサービスの提供区域は、日本国内とします。

第３章　契約

（契約の単位）
第５条　当社は、料金表第１表第１（利用料金）に規定する１の細目ごとに１のＳＴクラウドサーバー契約を締結します。ただし、タイプ４及び細目がない種別については、１の種別ごとに１のＳＴクラウドサーバー契約を締結します。ＳＴクラウドサーバー契約者は、１のＳＴクラウドサーバー契約につき１人に限ります。

（ＳＴクラウドサーバー契約申込の方法）
第６条　ＳＴクラウドサーバー契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書等を当社に提出していただきます。なお、タイプ４については当社ホームページ上から契約申込みを行うことができます。
（１）ＳＴクラウドサーバーサービスの種別及び細目
（２）その他ＳＴクラウドサーバー契約申込の内容を特定するための事項

（ＳＴクラウドサーバー契約申込の承諾）
第７条　ＳＴクラウドサーバー契約は、ＳＴクラウドサーバー契約の申込みに対して当社が承諾したときに成立します。
２　当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのＳＴクラウドサーバー契約の申込みを承諾しないことがあります。
（１）ＳＴクラウドサーバーサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
（２）申込者がＳＴクラウドサーバーサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。
（３）申込者が第２７条（提供停止）第１項各号の規定のいずれかに該当し、ＳＴクラウドサーバーサービスの提供の停止を受けている、又は当社が行うＳＴクラウドサーバー契約の解除を受けたことがあるとき。
（４）申込者がその申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
（５）その他ＳＴクラウドサーバーサービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（最低利用期間）
第８条　ＳＴクラウドサーバーサービスについては、料金表第１表第１（利用料金）に定めるところにより最低利用期間があります。
２　ＳＴクラウドサーバー契約者は、前項の最低利用期間内にＳＴクラウドサーバー契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第１表第１（利用料金）に規定する額を一括して支払っていただきます。

（ＳＴクラウドサーバー契約内容の変更）
第９条　当社は、ＳＴクラウドサーバー契約者から請求があったときは、第６条（ＳＴクラウドサーバー契約申込の方法）に規定する契約内容の変更を行います。
２　当社は、前項の請求があったときは、第7条（ＳＴクラウドサーバー契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。
（サービス利用権の譲渡禁止）

第１０条　ＳＴクラウドサーバーサービス利用権（ＳＴクラウドサーバー契約者がＳＴクラウドサーバー契約に基づいてＳＴクラウドサーバーサービスの提供を受ける権利）は、譲渡することができません。ただし、別記２に定める場合は除きます。

（ＳＴクラウドサーバー契約者が行うＳＴクラウドサーバー契約の解除）

第１１条　ＳＴクラウドサーバー契約者は、ＳＴクラウドサーバー契約を解除しようとするときは、予め当社に書面により通知していただきます。

（当社が行うＳＴクラウドサーバー契約の解除）

第１２条　当社は、第２７条（提供停止）の規定よりＳＴクラウドサーバーサービスの提供を停止されたＳＴクラウドサーバー契約者が、その事実を解消しないときは、ＳＴクラウドサーバー契約を解除することがあります。

２　当社は、ＳＴクラウドサーバー契約者が第２７条（提供停止）第１項及び第２項のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるときは、第２７条（提供停止）の規定にかかわらず、ＳＴクラウドサーバーサービスの提供停止をしないでＳＴクラウドサーバー契約を解除することがあります。

３　当社は、ＳＴクラウドサーバー契約者において、破産、民事再生又は会社更生の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったときは、ＳＴクラウドサーバー契約を解除することがあります。

４　当社は、前３項の規定によりＳＴクラウドサーバー契約を解除しようとするときは、予めＳＴクラウドサーバー契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

５　当社は、タイプ４において、ＳＴクラウドサーバーサービスの契約が成立した時点から、１０日以内に当社指定のポータルサイトへ一度もログインがなされなかったと当社が合理的に判断した場合、ＳＴクラウドサーバー契約を解除いたします。

６　当社は、タイプ４において、ＳＴクラウドサーバー契約中に１の仮想装置等の設備も存在していない状態、又は料金表通則５項に定める月額料金が発生していない期間が、連続で３０日以上継続した場合、ＳＴクラウドサーバー契約を解除いたします。

７　契約の解除によるＳＴクラウドサーバー契約者の直接あるいは間接の損失、損害等に対しては、当社は損害賠償責任を含む一切の責任を負いません。

（その他の提供条件）

第１３条　ＳＴクラウドサーバー契約に関するその他の提供条件については、別記１から４に定めるところによります。

第4章　契約者の義務

（利用に係るＳＴクラウドサーバー契約者の義務）

第１４条　ＳＴクラウドサーバー契約者は、次のことを守っていただきます。

（１）違法に、又は公序良俗に反する態様で、ＳＴクラウドサーバーサービスを利用しないこと。

（２）当社の設備に無権限でアクセスし、その利用もしくは運営に支障を与える行為をしないこと。

２　ＳＴクラウドサーバー契約者は、ＳＴクラウドサーバーサービスの利用に際して第三者との間において生じた名誉毀損、プライバシーの侵害、ドメイン名を使用する権利の有無及びその他一切の紛争について、ＳＴクラウドサーバー契約者自身の責任で誠実にこれを解決しなければなりません。

３　ＳＴクラウドサーバー契約者は、ＳＴクラウドサーバーサービスで使用するコンピュータプログラムなどに係るライセンス許諾契約等を遵守するものとし、利用において発生する一切の紛争について、ＳＴクラウドサーバー契約者自身の責任で誠実にこれを解決しなければなりません。

４　当社は、前３項の規定によるほか、ＳＴクラウドサーバー契約者の行為が別記３に定める規

定に該当する行為であると当社が判断した場合は、利用に係るＳＴクラウドサーバー契約者の義務に違反しているものとみなします。

5　ＳＴクラウドサーバー契約者は、本条第１項及び第４項の規定に違反して当社設備を亡失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

6　ＳＴクラウドサーバー契約者は、前５項の規定の適用については、ＳＴクラウドサーバー契約者がＳＴクラウドサーバーサービスを利用して提供するサービス等を利用する第三者の行為についても、ＳＴクラウドサーバー契約者が行ったものとして当社に対して責任を負っていただきます。

7　ＳＴクラウドサーバー契約者は、ＳＴクラウドサーバーサービスを利用できなくなったと判断した場合には、ＳＴクラウドサーバー契約者の設備に故障が無いことを確認のうえ、当社に修理及び改善の請求を行っていただきます。また、ＳＴクラウドサーバー契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因がＳＴクラウドサーバー契約者の設備にあった場合は、ＳＴクラウドサーバー契約者にその派遣に要した費用を負担していただく場合があります。この場合、負担に要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

8　ＳＴクラウドサーバー契約者は、持込端末機器を自ら運用、管理することとします。万が一、持込端末機器に損害や不具合が生じた場合でも、当社はいかなる責任も負いません。

9　ＳＴクラウドサーバー契約者は、持込端末機器が、その瑕疵もしくはその他の事由により当社又は第三者に損害を与えたときは、ＳＴクラウドサーバー契約者の責任において、生じた損害を補償するものとします。

（バックアップ）

第１５条　ＳＴクラウドサーバー契約者は、サーバー装置上および持込端末機器上において利用、作成、保管記録等するファイル、データ、プログラム、電子メールデータ等の全て（以下「契約者保有データ」といいます。）を自らの責任において利用し、保管管理し、かつバックアップを行うものとします。

2　当社は、ＳＴクラウドサーバー契約者が契約者保有データのバックアップを行わなかったことによって被った損害（逸失利益、データの消失、事業の中断、精神的損害、第三者に対する損害賠償・損失補償を含み、これらに限定されません。）について、いかなる責任も負わないものとします。

（アカウント及びパスワードの管理）

第１６条　ＳＴクラウドサーバー契約者は、ＳＴクラウドサーバーサービスにて提供されるアカウント及びパスワードを厳重に管理するものとし、これらの不正使用により当社あるいは第三者に損害を与えることのないように万全の配慮を講じるものとします。また、もしこれらの不正使用により当社あるいは第三者に損害を与えた場合には、ＳＴクラウドサーバー契約者はその損害を賠償するものとします。

2　当社は、アカウント及びパスワードの漏洩、不正使用などから生じたいかなる損害についても、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

3　ＳＴクラウドサーバー契約者は、アカウント及びパスワードが第三者によって不正に使用されたことが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するものとします。

4　当社は、アカウント及びパスワードの漏洩を原因とする不正使用が発生した場合は、強制的にパスワードを変更することがあります。パスワードを変更したときは、当社はＳＴクラウドサーバー契約者に対しその旨を通知します。

（ソフトウェア等の管理）

第１７条　ＳＴクラウドサーバー契約者は、ＳＴクラウドサーバーサービスの提供に関し、サーバー装置に付随して当社が提供するコンピュータプログラム等のソフトウェア（以下、「ソフトウェア」といいます。）の利用について、以下の条件を守るものとします。

（１）ソフトウェアを、ＳＴクラウドサーバーサービスを利用する目的以外に使用しないこと。
（２）当社の事前の承諾なくソフトウェアを複製しないこと。
（３）ソフトウェアを改変等しないこと。

（４）ＳＴクラウドサーバー契約により知り得たソフトウェアに関する全ての情報を第三者に漏洩しないこと。
（５）ＳＴクラウドサーバー契約者は、ソフトウェアを第三者に対し貸与、譲渡、使用許諾その他の処分をしないこと。
（６）ソフトウェアを善良な管理者の注意をもって管理すること。
（７）ＳＴクラウドサーバー契約の解除があったときは、当社がＳＴクラウドサーバー契約者に提供しているソフトウェアをただちに消去すること。
（８）ソフトウェアの利用に関し、第３６条（ソフトウェアの著作権等）の規定を遵守すること。

２　前項の規定に違反して、当社又は第三者に損害を与えた場合には、ＳＴクラウドサーバー契約者は、当社又は第三者に対し、損害を賠償するものとします。

（必要情報の提供）

第１８条　ＳＴクラウドサーバー契約者は、ＳＴクラウドサーバーサービス利用のために当社に提供した全ての情報を正確かつ最新のものに保つものとします。

（電子メールによる応答義務）

第１９条　ＳＴクラウドサーバー契約者は、常に当社からの電子メールが、ＳＴクラウドサーバー契約者が届け出た連絡先電子メールアドレスに確実に到達しうるようにし、当社から依頼のあった場合には、それに対して遅滞なく応答を行うこととします。

２　当社は、ＳＴクラウドサーバー契約者に対し、有益と思われるサービスや、ビジネスパートナーの商品・サービス等の情報を電子メールで送信する場合があります。

（技術基準の維持）

第２０条　ＳＴクラウドサーバー契約者は、当社が当社ホームページ等において定める技術的条件を遵守するものとします。

第５章　付加機能

（付加機能の提供）

第２１条　当社は、ＳＴクラウドサーバー契約者から請求があったときは、そのＳＴクラウドサーバー契約について、次の場合を除き、料金表第１表第２（付加機能利用料）に定めるところにより付加機能を提供します。
（１）付加機能の提供を請求したＳＴクラウドサーバー契約者が、付加機能利用料の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。
（２）付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等ＳＴクラウドサーバーサービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき。

（付加機能の最低利用期間）

第２２条　付加機能には、最低利用期間を設ける場合があります。

２　前項の最低利用期間については、料金表第１表第２（付加機能利用料）に定めるところによります。

３　ＳＴクラウドサーバー契約者は、前項の最低利用期間内に付加機能の解約があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第１表第２（付加機能利用料）に規定する額を一括して支払っていただきます。

（付加機能の解約）

第２３条　当社は、次の場合には付加機能を解約します。
（１）その付加機能の提供を利用しているＳＴクラウドサーバー契約者から解約の申出があったとき。
（２）その付加機能の利用を継続するにあたり、料金表第１表第２（付加機能利用料）に規定する提供条件を満たさなくなったとき。

（３）その他技術的条件等により当社が付加機能を提供できなくなったとき。

第６章　附帯サービス

（附帯サービス）

第２４条　ＳＴクラウドサーバーサービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別に定めるところによります。

（注）本条に規定する別に定める内容は、別記５，６，８及び９に定めるものとします。

第７章　提供停止等

（利用の一時中断）

第２５条　当社は、ＳＴクラウドサーバー契約者から請求があったときにおいて、当社のＳＴクラウドサーバーサービスの利用に支障をきたすと当社が認めた場合は、ＳＴクラウドサーバーサービスの利用の一時中断（そのＳＴクラウドサーバー契約に係る設備を他に転用することなく、一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（提供中止）

第２６条　当社は、次の場合には、ＳＴクラウドサーバーサービスの提供を中止することがあります。

（１）当社の設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

（２）当社又は他の事業者の設備の障害等の発生又はその防止のためにやむを得ないとき。

（３）当社の設備に不正アクセス、クラッキング、アタック等の行為があったとき、又は、これらの行為が行われていると疑われるとき。

（４）第２８条（利用の制限）の規定により、ＳＴクラウドサーバーサービスの提供を中止するとき。

２　当社は、前項の規定によりＳＴクラウドサーバーサービスの提供を中止するときは、予めそのことをＳＴクラウドサーバー契約者に通知します。 ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

（提供停止）

第２７条　当社は、ＳＴクラウドサーバー契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、ＳＴクラウドサーバーサービスの提供を停止することができるものとします。

（１）契約上の債務を履行しなかったとき。

（２）当社が提供するサービスの利用に関し、直接又は間接に当社又は第三者に対し過大な負荷又は重大な支障（設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されない）を与えたとき。

（３）金融機関等によりＳＴクラウドサーバー契約者が指定した支払方法が使用することができなくなったとき。

（４）ＳＴクラウドサーバー契約者と料金支払者が異なる場合において、料金支払者より、料金の支払停止の通告があり、ＳＴクラウドサーバー契約者がそれに替わる料金支払方法を、当社の定める期間内に届け出ないとき。

（５）当社が提供する他のサービスにおいて、利用規約等違反により契約を解除されたとき。

（６）別記３に定めるＳＴクラウドサーバーサービスの禁止事項を行ったとき。

（７）その他、当社が不適切と判断するとき。

２　当社は、ＳＴクラウドサーバー契約者が次のいずれかに該当するときは、６か月以内で当社が定める期間（そのＳＴクラウドサーバーサービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったＳＴクラウドサーバーサービスの料金、工事に関する費用又は割増

金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのＳＴクラウドサーバーサービスの提供を停止することがあります。

（１）料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

（２）第１４条（利用に係るＳＴクラウドサーバー契約者の義務）の第１項各号の規定に違反したとき、又は同条第４項の規定に該当するとき。

３　当社は、当社と複数のＳＴクラウドサーバー契約を締結しているＳＴクラウドサーバー契約者が、そのいずれかのＳＴクラウドサーバー契約に係るＳＴクラウドサーバーサービスで第１４条（利用に係るＳＴクラウドサーバー契約者の義務）の第１項各号の規定に違反したとき又は同条第４項の規定に該当するときは、その全てのＳＴクラウドサーバー契約に係るＳＴクラウドサーバーサービスの提供を停止することがあります。

４　当社は、前３項の規定によりＳＴクラウドサーバーサービスの提供停止をするときは、予めその理由、利用停止をする日及び期間をＳＴクラウドサーバー契約者に通知します。　ただし、ＳＴクラウドサーバー契約者が第１４条（利用に係るＳＴクラウドサーバー契約者の義務）の第１項各号の規定に違反したとき又は同条第４項の規定に該当するときであって、ＳＴクラウドサーバーサービスに関する当社の業務の遂行又は当社の設備に著しい支障を及ぼし、又はおそれのある行為をしたときは、この限りでありません。

５　ＳＴクラウドサーバー契約者が送信した電子メール（当社以外の者が割当てを行ったメールアドレスを使用するものを含みます。以下、同じとします）について、他の事業者などから異議申し立てがあり、そのＳＴクラウドサーバー契約者の電子メールの転送を継続して行うことがサービスの提供に重大な支障を及ぼすと当社が認めるときは、当社はそのＳＴクラウドサーバー契約者からの電子メールの転送を停止することがあります。

６　ＳＴクラウドサーバーサービスの提供停止により、ＳＴクラウドサーバー契約者に損害が発生した場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

（利用の制限）

第２８条　当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、ＳＴクラウドサーバーサービスの利用を制限する措置をとることがあります。また、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めたときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要なＳＴクラウドサーバーサービスの利用及び公共の利益のため緊急を要するＳＴクラウドサーバーサービスの利用を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関以外のものによるＳＴクラウドサーバーサービスの利用を制限する措置をとることがあります。この場合において、優先的に取り扱う内容は、当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

機　関　名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記７に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

２　ＳＴクラウドサーバー契約者が、当社サービスの提供、他のＳＴクラウドサーバー契約者のサ

ービスの利用又は当社設備に著しい支障を及ぼしもしくは及ぼすおそれのある場合は、そのＳＴクラウドサーバー契約者のサービスの利用を制限する場合があります。

（提供の廃止）

第２９条　当社は、業務の都合によりやむを得ず特定のサービス種別、細目、付加機能、附帯サービス等の全部又は一部を廃止することがあります。これにより、ＳＴクラウドサーバー契約者又はＳＴクラウドサーバー契約者以外の第三者がなんらかの損害を被ったとしても当社は一切の責任を負いません。

第８章　料金等

（料金及び工事や手続き等に関する費用）

第３０条　当社が提供するＳＴクラウドサーバーサービスの料金は、料金表第１表（料金）に規定する料金とし、当社が提供するＳＴクラウドサーバーサービスの態様に応じて、利用料及び付加機能利用料を合算したものとします。

２　当社が提供するＳＴクラウドサーバーサービスに係る工事に関する費用は、料金表第２表（工事に関する費用）に規定する工事費とします。

３　ＳＴクラウドサーバー契約者はＳＴクラウドサービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第３表（事務手数料等）に規定する手続きに関する料金を支払っていただきます。

（月額料金の支払義務）

第３１条　ＳＴクラウドサーバー契約者は、そのＳＴクラウドサーバー契約に基づいて当社がＳＴクラウドサーバーサービスの提供を開始した日（提供開始日については、当社から書面等により通知します。ただし、付加機能については、当社がその付加機能の提供を開始した日とします。）から起算して、その契約の解除又は付加機能の解約があった日の前日（タイプ４に関しては当日）までの期間（提供を開始した日と解除又は解約があった日が同一である場合は、１日間とします。）について、料金表第１表（料金）に規定する料金のうち月額で規定されているもの（以下「月額料金」といいます。）の支払いを要します。

２　前項の期間において、利用の一時中断等によりＳＴクラウドサーバーサービスを利用することができない状態が生じたときの月額料金の支払いは、次によります。

（１）利用の一時中断をしたときは、ＳＴクラウドサーバー契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。

（２）提供停止があったときは、ＳＴクラウドサーバー契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。

（３）前２号の規定によるほか、ＳＴクラウドサーバー契約者は、次の場合を除き、ＳＴクラウドサーバーサービスを利用できなかった期間中の月額料金の支払いを要します。

区　別	支払いを要しない料金
ＳＴクラウドサーバー契約者の責めによらない理由により、そのＳＴクラウドサーバーサービス又は付加機能のみを全く利用できない状態（その契約に係る設備に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（サーバー装置に付随するコンピュータプログラムの瑕疵による場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）に対応するそのＳＴクラウドサーバーサービス又は付加機能のみについての料金。

３　前２項の規定にかかわらず、料金表第１表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

４　当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（工事費の支払義務）

第３２条 ＳＴクラウドサーバー契約者は、ＳＴクラウドサーバー契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第２表（工事に関する費用）に規定する工事費を支払っていただきます。

ただし、工事の着手前にそのＳＴクラウドサーバー契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りでありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

２　工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、ＳＴクラウドサーバー契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

３　第１項の場合において、料金表第２表（工事に関する費用）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（料金の計算方法等）

第３３条　料金の計算方法並びに料金及び工事や手続き等に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

（割増金）

第３４条　ＳＴクラウドサーバー契約者は、料金及び工事や手続き等に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の２倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

（遅延損害金）

第３５条　ＳＴクラウドサーバー契約者は、料金その他の債務（遅延損害金を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年10％の割合（閏年についても365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を遅延損害金として当社が別に定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から計算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第9章　データ･ソフトウェア等の取り扱い

（ソフトウェアの著作権等）

第３６条　ＳＴクラウドサーバーサービスで使用するソフトウェア（オープンソースコード・ソフトウエアを含む）については、当社は販売を行うものではなく、現時点で一般に入手可能なものをＳＴクラウドサーバー契約者に代わってインストールを行うものです。これらの各ソフトウェアの権利は各々の著作権者に帰属するものであり、当社はいかなる権利譲渡の代行を行うものではありません。ただし、当社が正式な契約に基づき入手し、納品されたソフトウェアについては、この限りではありません。

２　ＳＴクラウドサーバー契約者は、ソフトウェア等をＳＴクラウドサーバーサービス利用の目的にのみ利用することができ、これ以外の目的での利用はできません。

（データ等の取り扱い）

第３７条　ＳＴクラウドサーバーサービスにおける当社のサーバー上のデータが、滅失、毀損、当社の責によらない漏洩、その他の事由により本来の利用目的以外に使用されたとしても、その結果発生する直接あるいは間接の損害について、当社はいかなる責任も負わないものとします。

（ＯＳの再インストール）

第３８条　当社は、ＳＴクラウドサーバー契約者からの請求により、ＳＴクラウドサーバー契約者のディスク領域を利用開始時と同等の状態に初期化する作業を行います。ＳＴクラウドサーバー契約者は、この作業を行うことにより、それ以前に当該サーバーのハードディスク内に蓄積されたデータ、ソフトウェア等は滅失することを予め了解の上、当社に請求するものとします。

（運用管理・データの利用等）

第３９条　当社は、業務上必要な復旧、保守、確認作業等を目的として、ＳＴクラウドサーバー契約者の仮想装置もしくはサーバー装置に管理者権限をもってログインできるものとします。また、当社はサーバー設備の故障又は停止の復旧等の設備保全、サービスの維持運営のため、契約ディレクトリ内のデータを確認し、又は複写、複製することがあります。

（ソフトウェアの更新等）

第４０条　当社は、ＳＴクラウドサーバー契約者に提供するソフトウェア・プログラムについて、当社が必要と判断した場合に限り、バージョンアップや修正などの措置を実施できるものとします。

（データ・ソフトウェア等の消去）

第４１条　当社は、ＳＴクラウドサーバー契約者の登録した情報等又はＳＴクラウドサーバー契約者の管理する情報等が、当社の定める所定の基準を超えた場合、又は第２７条（提供停止）第１,第２,第３及び第５項のいずれかに該当するときは、ＳＴクラウドサーバー契約者に対し、何らの通知なく、現に蓄積している情報を削除し、又は情報の転送もしくは配送を停止することがあります。

２　当社は、前項に基づく情報等の削除又は転送もしくは配送の停止に関し、いかなる責任も負いません。

（解除時のデータ・ソフトウェア等）

第４２条　第１１条（ＳＴクラウドサーバー契約者が行うＳＴクラウドサーバー契約の解除）又は第１２条（当社が行うＳＴクラウドサーバー契約の解除）によりＳＴクラウドサーバー契約が解除された場合、当社はサーバー内のデータ、ソフトウェア等を削除します。これによるＳＴクラウドサーバー契約者の直接あるいは間接の損失、損害等に対して、当社はいかなる責任も負わないものとします。

第１０章　保守

（修理又は復旧の順位）

第４３条　当社は、当社の設置した設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第２８条（利用の制限）の規定により優先的に取り扱われるＳＴクラウドサーバーサービスの利用を確保するため、次の順位に従ってその設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第１順位及び第２順位の設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順　位	修理又は復旧する設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記７に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第１順位となるものを除きます。）
3	第１順位及び第２順位に該当しないもの

２　当社は、当社の設置した設備を修理又は復旧するときは、暫定的にサーバー装置等を変更することがあります。

第１１章　損害賠償

（賠償額の予定）

第４４条　当社の責めに帰すべき事由により、ＳＴクラウドサーバー契約者がＳＴクラウドサーバーサービスを全く利用できない状態に陥った場合、当社は、当社がＳＴクラウドサーバー契約者における利用不能を知った時刻から起算して24時間以上その状態が継続した場合に限り、ＳＴクラウドサーバーサービスに係る料金表第１表（料金）に規定する月額料金（ＳＴクラウドサーバーサービスの一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る月額料金）の基本額の30分の１に利用不能の日数（24時間を１日とし、24時間を満つるごとに１日を加算します。）を乗じた額（円未満切り捨て）を当該月額料金から減額します。

２　ＳＴクラウドサーバーサービスおよび持込端末機器上のデータにおける損傷又は滅失について、いかなる理由があろうとも、当社は一切の責任を負いません。ただし、持込端末機器に限り、当社が行った持込端末機器の設置工事に起因した瑕疵については、その時価（客観的に妥当な額として当社が算定した額）を上限にその損害を賠償します。

（免責）

第４５条　第４４条（賠償額の予定）の規定は、ＳＴクラウドサーバー契約に関して当社がＳＴクラウドサーバー契約者に負う一切の責任を規定したものとします。当社はＳＴクラウドサーバー契約者、第４６条（第三者利用）に規定する第三者、その他いかなる者に対してもＳＴクラウ

ドサーバーサービスを利用した結果について、ＳＴクラウドサーバーサービスの提供に必要な設備の不具合・故障などによってその結果発生する直接あるいは間接の損害（逸失利益、データの消失、事業の中断、精神的損害、第三者に対する損害賠償・損失補償を含み、これらに限定されません。以下、本条において同じとします。）について、第４４条（賠償額の予定）の責任以外には、債務不履行、明示又は黙示の保証責任その他請求原因の如何を問わず、いかなる責任も負わないものとします。また、ＳＴクラウドサーバー契約の定めに従って当社が行った行為の結果についても、原因の如何を問わず、いかなる責任も負わないものとします。ただし、当社に故意又は重大な過失があった場合には、本項は適用しません。

２　当社は、サーバー装置に付随するコンピュータプログラムの瑕疵に起因して発生する損害やサーバー装置に付随するコンピュータプログラムの利用及びサーバー装置に付随するコンピュータプログラムを当社が変更することに起因して発生する損害について、第４４条（賠償額の予定）の責任以外には、いかなる責任も負いません。また、当社は、ＳＴクラウドサーバー契約者が当社に請求してインストールしたＯＳ等のコンピュータプログラムやＳＴクラウドサーバー契約者が自らインストールしたコンピュータプログラムやデータ等及び持込端末機器が原因で発生する損害については、いかなる責任も負いません。

３　ＳＴクラウドサーバー契約者が、ＳＴクラウドサーバーサービスの利用にあたり、他の事業者から提供を受けている役務に起因してＳＴクラウドサーバーサービスが利用不能となった場合、当社は、ＳＴクラウドサーバー契約者が被った損害については、いかなる責任も負いません。

４　当社は、この約款等の変更により、ＳＴクラウドサーバー契約者が設定もしくは設置したコンピュータプログラムの改造又は変更（以下「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

（第三者利用）

第４６条　ＳＴクラウドサーバー契約者は、ＳＴクラウドサーバーサービスを利用して第三者にサービスを提供する等、第三者にＳＴクラウドサーバーサービスの一部又は全部を利用させる場合には、自己の責任で利用させるものとし、当該利用に関して、当社は一切の責任を負いません。

２　前項の場合において、ＳＴクラウドサーバー契約者は、当該第三者に対して、第４章（契約者の義務）に定めるＳＴクラウドサーバー契約者の義務を遵守させなければならず、当該第三者が第４章（契約者の義務）に定めるＳＴクラウドサーバー契約者の義務に違反した場合は、ＳＴクラウドサーバー契約者が違反したものとみなし、当社は、提供停止等の措置を取ることができるものとします。

３　第１項の場合において、ＳＴクラウドサーバー契約者はＳＴクラウドサーバーサービスを利用させた第三者に対し、当社の免責及び当社への苦情、クレーム等の防止について明確な措置を行うものとします。また、第三者より損害賠償等があった場合には、ＳＴクラウドサーバー契約者は、一切の折衝と賠償の責を負うものとします。

４　前項に係らず、第三者から当社に損害賠償請求があった場合には、当該請求への対応に要した稼働等の費用、及び当社から第三者に対して支払った損害費用等をＳＴクラウドサーバー契約者に請求できるものとします。

（利用責任）

第４７条　ＳＴクラウドサーバーサービスの利用に関連して、ＳＴクラウドサーバー契約者が他のＳＴクラウドサーバー契約者もしくは第三者に対して損害を与えた場合又はＳＴクラウドサーバー契約者が他の契約者もしくは第三者と紛争を生じた場合、ＳＴクラウドサーバー契約者は自己の費用と責任で解決するものとし、当社に何らの迷惑又は損害を与えないものとします。

２　ＳＴクラウドサーバー契約者が、ＳＴクラウドサーバーサービスを利用することにより、第三者に損害を与え、そのことにより当社が損害を被った場合には、ＳＴクラウドサーバー契約者は、当社に対しその損害を賠償するものとします。

（お客さま情報の保護）

第４８条　当社は、当社ホームページで公表する「個人情報保護方針」に定めるところにより、ＳＴクラウドサーバー契約者にかかる情報（ＳＴクラウドサーバーサービス申込時又はＳＴクラウドサーバーサービス提供中に、当社がＳＴクラウドサーバー契約者に関して取得する氏名、住所、電話番号及び契約者識別等の全ての個人情報をいいます。以下同じとします）を適切に取り扱い

ます。
２　当社は、ＳＴクラウドサーバーサービスの提供にかかるお客さまの情報は、当社ホームページで公表する「情報セキュリティ方針」に定めるところにより適切に管理し、機密保護に努め、第三者に漏洩しないものとします。

第１２章　雑則

（承諾の限界）

第４９条　当社は、ＳＴクラウドサーバー契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難であるなど、ＳＴクラウドサーバーサービスに関する当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

（特約条項等）

第５０条　当社は、この約款に定めるところにかかわらず、ＳＴクラウドサーバー契約者に対して別に定める提供条件（以下「特約条項等」といいます。）でＳＴクラウドサーバーサービスを提供することがあります。

この場合、当社とＳＴクラウドサーバー契約者の間で締結する特約条項等については、その部分についてこの約款に優先するものとします。

（法令に規定する事項）

第５１条　ＳＴクラウドサーバーサービスの提供又は利用にあたり、法令に規定のある事項については、その定めるところによります。

別　記

別　記

１　氏名等の変更

（１）ＳＴクラウドサーバー契約者は、その氏名もしくは住所の変更又は料金等請求書の送付先の変更があった場合には、その変更の内容を事前に又は変更後速やかに、当社に通知していただきます。

（２）（１）の通知があったときは、当社は、その通知があった事項を証明する書類を提示していただくことがあります。

２　ＳＴクラウドサーバー契約者の地位の承継

（１）相続又は法人の合併もしくは分割によりＳＴクラウドサーバー契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併もしくは分割により設立された法人もしくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。

（２）（１）の場合に、地位を承継した者が２人以上あるときは、そのうちの１人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

（３）（２）の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの１人を代表者として取り扱います。

３　ＳＴクラウドサーバーサービスの禁止事項

ＳＴクラウドサーバー契約者は、ＳＴクラウドサーバーサービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

（１）当社のＳＴクラウドサーバーサービスの提供を妨害する行為、あるいはそのおそれのある行為。

（２）当社あるいは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、又はその名誉、信用、プライバシー等の人格的権利、肖像権を侵害する行為、又はそのおそれのある行為。

（３）他人の財産を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為。

（４）当社あるいは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、又はそのおそれのある行為。

（５）ＳＴクラウドサーバー契約者は、ＳＴクラウドサーバーサービス利用の上でのみ知り得る情報を第三者に漏洩する行為。

（６）個人情報その他第三者に関する情報を偽りその他不正な手段を用い収集、取得する行為、あるいはそれに類似する行為。

（７）個人情報を本人の同意なく違法に第三者に開示、提供する行為、又はそれに類似する行為。

（８）当社あるいは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、又はそのおそれのある行為。

（９）詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれの高い行為。

（１０）犯罪行為、犯罪行為をそそのかしたり容易にさせる行為、又はそれらのおそれのある行為。

（１１）薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつくもしくは結びつくおそれの高い行為又は未承認医薬品等の広告を行う行為。

（１２）虚偽の情報を意図的に提供する行為、あるいはそれに類似する行為。

（１３）公職選挙法に違反する行為、又はそのおそれのある行為。

（１４）無限連鎖講（「ねずみ講」）あるいはそれに類似する行為、又はこれを勧誘する行為。

（１５）わいせつ、児童売春、児童ポルノ、児童虐待にあたるコンテンツを発信する行為、及び児童の保護等に関する法律に違反する行為、あるいはそれに類似する行為。

（１６）風俗営業等の規制及び適正化に関する法律（以下、「風営適正化法」といいます。）が規定する映像送信型性風俗特殊営業、あるいはそれに類似する行為。

（１７）インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（以

下、「出会い系サイト規制法」といいます。）が規定するインターネット異性紹介事業、あるいはそれに類似する行為。
（１８）第三者のＳＴクラウドサーバーサービスの利用などに支障を与える方法あるいは態様においてＳＴクラウドサーバーサービスを利用する行為、あるいはそのおそれのある行為。
（１９）他人の設備等又はＳＴクラウドサーバーサービスの設備の利用もしくは運営に支障を与える行為又は与えるおそれのある行為。
（２０）当社あるいは第三者の運用する設備に不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為、及び当社あるいは第三者の運用する設備に支障を与える方法あるいは態様においてＳＴクラウドサーバーサービスを利用する行為、及びそれらの行為を促進する情報掲載等の行為、あるいはそれに類似する行為。
（２１）無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘の電子メール（特定電子メールを含むがそれに限定されない）を送信する行為。又は第三者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのある電子メール（「嫌がらせメール」、「迷惑メール」）を送信する行為、及びそれに類似する行為又は関連するＣＧＩ等の設置。
（２２）コンピュータウイルス等他人の業務を妨害するあるいはそのおそれのあるコンピュータプログラムをＳＴクラウドサーバーサービスを利用して使用したり、第三者に提供する行為、あるいはそのおそれのある行為。
（２３）ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為。
（２４）Ｗｅｂ サイトもしくは電子メール等を利用する方法により、他人の ＩＤ 及びパスワード等の情報を、当該情報の属する者の錯誤等によりその者の意図に反して取得する行為又はそのおそれのある行為。
（２５）第三者の通信環境を無断で国際電話あるいはダイヤルＱ２ 等の高額な通信回線に変更する行為、及び設定を変更させるコンピュータプログラムを配布する行為。
（２６）当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え又は消去する行為。
（２７）ＳＴクラウドサーバーサービスからアクセス可能な第三者の情報を改竄し、又は消去する行為。
（２８）他人のID あるいはパスワードを不正に使用する行為、あるいはそれに類似する行為。他人になりすましてＳＴクラウドサーバーサービスを利用する行為。
（２９）違法な賭博・ギャンブルを行わせ又は違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
（３０）違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介し又は誘引（他人に依頼することを含む）する行為。
（３１）人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他人に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為。
（３２）人を自殺に誘引もしくは勧誘する行為又は第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為。
（３３）犯罪や違法行為に結びつく又はそのおそれの高い情報や、他人を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為。
（３４） 画面上での対話の流れを妨害し又は他の利用者がリアルタイムに操作・入力しようとすることに悪い影響を及ぼすおそれがある行為。
（３５）高負荷のＣＧＩ/ＳＳＩの稼働や、オンラインゲーム、２shotCHATなど別途禁止されている全ての行為。
（３６）他人の法的利益を侵害したり、公序良俗に反する方法あるいは態様においてＳＴクラウドサーバーサービスを利用する行為。
（３７）その行為が前各号の何れかに該当することを知りつつその行為を助長する態様でリンクを張る等、当該行為を誘引する、又は結果として同等となる行為。
（３８）その他公序良俗に違反し又は他人の権利を侵害すると当社が判断した行為。
（３９）その他法令に違反する、又はそのおそれのある行為、あるいはそれに類似する行為。

（注）ＳＴクラウドサーバー契約者が禁止事項に該当する行為を行っていると当社で判断した場合、当社は、第２７条（提供停止）に定める措置を行うほかに、ＳＴクラウドサーバー契約

者の違反行為に対しての苦情対応に要した稼働等の費用、及び当社がＳＴクラウドサーバー契約者の違反行為により被る損害費用等をＳＴクラウドサーバー契約者に請求することがあります。

４　管轄裁判所

この約款に関する訴訟については、その債権額に応じて高松地方裁判所又は高松簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

５　ドメイン名に係る申請手続きの代行等

（１）当社は、ＳＴクラウドサーバー契約者から請求があったときは、そのＳＴクラウドサーバー契約者に代わって日本レジストリサービス等（以下「ＪＰＲＳ等」といいます。）にドメイン名（ＪＰＲＳ等によって割り当てられる組織を示す名称をいいます。以下同じとします。）の割当て、変更もしくは廃止の申請手続き等を行います。この場合、ＳＴクラウドサーバー契約者はＪＰＲＳ等に対して支払いを要することとなる金額について当社が代位弁済することを承諾していただきます。

（２）当社は（１）のドメイン名に係る申請手続きについて、次のトップレベルドメインに関して取り扱うものとします。

.jp/ .com/ .net/ .org/ .biz/ .info

（３）（１）の場合、ＳＴクラウドサーバー契約者は、料金表第４表第１（申請手数料）に規定する手数料を支払っていただきます。

（４）ＳＴクラウドサーバー契約者は、その契約者回線においてドメイン名を利用している場合は、料金表第４表第２（ドメイン名維持管理料）に規定する独自ドメイン機能に係る料金を支払っていただきます。

（５）ＳＴクラウドサーバー契約者は、ドメイン名を利用している場合において、ＳＴクラウドサーバー契約の解除又は付加機能の解約の申し出があった時は、そのドメイン名について、速やかに指定事業者（ＪＰＲＳ等に対しドメイン名に係る申請手続き等の代行を行う事業者であって、ＪＰＲＳ等が定めるものをいいます。以下この別記５において同じとします。）の変更又はドメイン名の廃止の申請手続きにかかる請求をしていただきます。

（６）（５）の場合において、一定期間経過後もなお指定事業者の変更又はドメイン名の廃止の申請手続きに係る請求が行われなかったときは、当社は、そのドメイン名の廃止の申請手続きを行います。この場合、当社はドメイン名の廃止に伴い発生する損害について責任を負いません。

（７）（５）又は（６）の場合において、指定事業者の変更又はドメイン名の廃止が完了するまでの間にドメイン名の維持管理料の支払いを要する期日が到来した場合は、ＳＴクラウドサーバー契約者は、料金表第４表第２（ドメイン名維持管理料）に規定する料金を支払っていただきます。

６　サーバー証明書に係る申請手続きの代行等

（１）当社は、ＳＴクラウドサーバー契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、そのＳＴクラウドサーバー契約者に代わって、別に定める認証機関にそのＳＴクラウドサーバーサービスで使用する特定のセキュリティープロトコル（以下「ＳＳＬ」といいます。）に係るサーバー証明書（当社が別に定めるものに限ります。）について、取得及び更新の申請手続き等を行います。ただし、サーバー証明書の利用を開始できる日は、手続き等の都合に依存します。

（２）（１）の場合、ＳＴクラウドサーバー契約者は、当社が別に定めるところにより、料金表第４表第３（サーバー証明書利用料）に規定するサーバー証明書利用料を支払っていただきます。

（３）ＳＴクラウドサーバー契約者が（１）の規定により取得及び更新したサーバー証明書を利用している場合に、そのサーバー証明書を利用しているＳＴクラウドサーバー契約の解除を行うときは、当社は、料金表第４表第３（サーバー証明書利用料）に規定するサーバー証明書利用料を返還しないものとします。

７　新聞社等の基準

区　　分	基　準
1　新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1)　政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2)　発行部数が１の題号について、8,000 部以上であること。
2　放送事業者	電波法（昭和 25年法律第 131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3　通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（１欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

８　料金請求書等の発行

当社は、ＳＴクラウドサーバー契約者から請求があったときは、当社が別に定める方法により、そのＳＴクラウドサーバーサービスに係わる料金請求書等（以下「料金請求書等」といいます。）を発行します。この場合、ＳＴクラウドサーバー契約者は、料金表第４表第４（発行料）に定める発行料を支払っていただきます。ただし、この規定にかかわらず、料金表第４表第４（発行料）に定める発行料をいただかない場合があります。

９　支払い証明書等の発行

当社は、ＳＴクラウドサーバー契約者から請求があったときは、当社が別に定める方法により、そのＳＴクラウドサーバーサービスに係わる支払い証明書等（以下「支払い証明書等」といいます。）を発行します。この場合、ＳＴクラウドサーバー契約者は、料金表第４表第４（発行料）に定める発行料を支払っていただきます。

料　　金　　表

料　金　表　目　次

通則・・２１

第１表　料金・・２３
第１　利用料金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
１　適用・・２３
２　料金額・・・２６
第２　付加機能利用料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
１　適用・・２８
２　付加機能の種類等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８

第２表　工事に関する費用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４
第１　工事費・・４４
１　適用・・４４
２　工事費の額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５

第３表　事務手数料等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５０
１　適用・・５０
２　料金額・・・５０

第４表　附帯サービスに関する料金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５１
第１　申請手数料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５１
第２　ドメイン名維持管理料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５１
第３　サーバー証明書利用料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５１
第４　発行料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５１

通　則

（料金の計算方法）

1　当社は、タイプ２、及びタイプ３について、ＳＴクラウドサーバー契約者がそのＳＴクラウドサーバー契約に基づき支払う料金は暦月に従って計算します。起算日は、暦月の初日とします。

2　当社は、タイプ２、及びタイプ３について、次の場合が生じたときは、月額で定められている料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。

（１）暦月の初日以外の日にＳＴクラウドサーバーサービスの提供の開始（付加機能の提供については提供の開始）があったとき。

（２）暦月の初日以外の日にＳＴクラウドサーバー契約の解除（付加機能についてはその解約）があったとき。

（３）暦月の初日にＳＴクラウドサーバーサービスの提供の開始（付加機能の提供については提供の開始）を行い、その日にその契約の解除（付加機能についてはその解約）があったとき。

（４）暦月の初日以外の日にＳＴクラウドサーバーサービスの種別などの変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。

（５）第３１条（月額料金の支払義務）第２項第３号の表の規定に該当するとき。

（６）４の規定に基づく起算日の変更があったとき。

3　前項の規定による月額料金の日割は暦日数により行います。この場合、第３１条（月額料金の支払義務）第２項第３号の表に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる２４時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

4　当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、１に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

5　当社は、タイプ４について、ＳＴクラウドサーバー契約者が毎日０：００から翌日０：００まで（翌日の０：００は含みません）の間（以下「当日」といいます。）に生成した仮想装置や利用した付加機能など課金対象として料金表に記載のあるものすべてについて、それぞれ当日利用した最も高額な月額料金を当該月の暦日数で日割りしたものを当日の料金（以下「当日料金」といいます）とし、当日料金を歴月の初日から末日まで積算し、すべて合計したものを当月の月額料金とします。

6　当社は、タイプ４について、ＳＴクラウドサーバー契約の成立後、初めて当日料金の課金対象となった日から起算して１０日間は当日料金をいただきません。

（端数処理）

7　当社は、料金その他の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

（料金等の支払い）

8　ＳＴクラウドサーバー契約者は、料金及び工事や手続き等に関する費用について、当社が別に定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。

（注）料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

（料金の一括後払い）

9　当社は、当社に特別の事情がある場合は、６の規定にかかわらず、ＳＴクラウドサーバー契約者の承諾を得て、２か月以上の料金を当社が指定する期日までにまとめて支払っていただくことがあります。

（前受金）

１０　当社は、料金、工事に関する費用、事務手数料等及び附帯サービスに関する料金について、ＳＴクラウドサーバー契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、予め前受金を預かることがあります。ただし、前受金には利息を付さないこととします。

（消費税相当額の加算）

１１　第３０条（料金及び工事や手続き等に関する費用）から第３２条（工事費の支払義務）の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金及び工事や手続き等に関する費用等の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜価額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）とします。）に消費税相当額を加算した額とし、その算出方法については、当社が別に定めるところによります。

（注）この料金表に表示する括弧内の額は税込価格を表します。

１２　９の場合に、消費税相当額の算出方法によっては、ＳＴクラウドサーバー契約者への請求額とこの約款に定める税込価額が異なる場合があります。

（料金等の臨時減免）

１３　当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、第１表（料金）、第２表（工事に関する費用）並びに第３０条（料金及び工事や手続き等に関する費用）から第３２条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、臨時にその料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

（注）当社は、料金等の減免を行ったときは、当社に掲示する等の方法により、そのことを周知します。

第１表 料金

第１ 利用料金

１ 適用

<table>
<tr><th>区　分</th><th>内　容</th></tr>
<tr><td>（1）種別等に係る料金の適用</td><td>
ア　ＳＴクラウドサーバーサービスには次表のとおり提供の形態による種別があります。
<table>
<tr><th>種　別</th><th>内　容</th></tr>
<tr><td>タイプ２
(プレミアム)</td><td rowspan="3">第３条（用語の定義）参照</td></tr>
<tr><td>タイプ３
(エコノミー)</td></tr>
<tr><td>タイプ４
(フレックス)</td></tr>
</table>
イ　削除

ウ　削除

エ　削除

オ　削除

カ　タイプ３については、次表のとおり、提供の形態による細目があります。
<table>
<tr><th>細　目</th><th>内　容</th></tr>
<tr><td>プランＡ
(メール)</td><td>電子メールの蓄積、読み出し等を行う機能を提供するもの</td></tr>
<tr><td>プランＢ
(Ｗｅｂ)</td><td>ホームページに係る情報の蓄積又は公開等を行う事ができる機能を提供するもの</td></tr>
<tr><td>プランＣ
(メール&Ｗｅｂ)</td><td>プランＡとプランＢの機能を提供するもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考
１　ＳＴクラウドサーバー契約者はコース又はプランの変更を行うことができます。ただし、タイプ４は除きます。
２　ＳＴクラウドサーバーサービスは独自ドメイン名で利用することができます。
３　当社は、プランＡ及びＣの１の契約につき 10 のメールアドレスまで利用を可能とし、１のメールアドレスに蓄積できる情報量は 1GB とします。
４　ＳＴクラウドサーバー契約者は、プランＡ及びＣの場合、利用するメールアドレスの数の変更を請求することができます。追加することができるメールアドレスの数は、標準提供する 10 のメールアドレスと合算で最大 5000 個までとします。</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

５　本タイプの提供に係るＤＮＳ機能を標準で提供します。（標準で登録可能なゾーン数は、５までとします。）ただし、当社が提供するＤＮＳ機能が適切に動作しないことにより生じた損害については、一切の責任を負いません。また、当社が提供するＤＮＳ機能を予告なく変更する場合があります。このことにより生じた損害についても一切の責任を負いません。

キ　タイプ４については、次表のとおり提供の形態による細目があります。

細　目	内　容
Ｖコース	サーバー装置における中央処理装置の処理能力及び、主記憶装置を複数の仮想装置に分割し提供するもの
Ｐコース	１のサーバー装置における中央処理装置の処理能力及び、主記憶装置を提供するもの

備考
１　ＳＴクラウドサーバー契約者はタイプ又はコースの変更を行うことはできません。
２　Ｐコースに係る詳細事項は、当社が別に定めるところによります。
３　本タイプの提供に係るＤＮＳ機能を標準で提供します。（標準で登録可能なゾーン数は、５までとします。）ただし、当社が提供するＤＮＳ機能が適切に動作しないことにより生じた損害については、一切の責任を負いません。また、当社が提供するＤＮＳ機能を予告なく変更する場合があります。このことにより生じた損害についても一切の責任を負いません。

ク　タイプ４のＶコースについては、１の仮想装置における中央処理装置の仮想処理能力は、次表の処理能力数にて利用することができます。

区　分	選択可能な仮想処理能力数
中央処理装置の仮想処理能力	ベストエフォート
	1
	2
	4
	6
	8
	10

備考
１　仮想処理能力は中央処理装置の処理能力を仮想的に表す単位であり、詳細については、当社ホームページ等において定めます。
２　仮想処理能力におけるベストエフォートとは、１の仮想処理能力について複数のＳＴクラウドサーバー契約者で処理性能を共有するものであり、１の仮想処理能力を最大とします。

ケ　タイプ４のＶコースについては、１の仮想装置における主記憶装置は、次表の利用容量にて利用することができます。

区　分	仮想処理能力数	選択可能な利用容量
主記憶装置の利用容量	ベストエフォート	1 GB
	1	1, 2, 4, 6 GB
	2	2, 4, 6, 8, 12 GB
	4	4, 6, 8, 12, 16, 24 GB
	6	8, 12, 16, 24, 32 GB
	8	16, 24, 32, 48 GB
	10	24, 32, 48, 64 GB

備考
主記憶装置の選択可能な利用容量は生成する仮想装置の仮想処理能力数によって異なります。

コ　タイプ４のＶコースについては、１の仮想装置における外部記憶装置は、次表の利用容量にて利用することができます。

区　分	単　位	合計の下限	合計の上限
外部記憶装置の利用容量	20GB ごとに	20GB	2,000GB

備考
外部記憶装置の単位は、10GB を 100 億バイトで計算した場合の数値です。

（２）利用料の適用

ＳＴクラウドサーバーサービスに係る利用料については、タイプ４については仮想装置又はサーバー装置ごとに、タイプ３についてはサーバー機能ごとに、２（料金額）に規定する利用料を適用します。また、タイプ２については、ＳＴクラウドサーバー契約者と当社の間で合意した提供条件に基づいて利用料を適用します。

（３）最低利用期間に係る料金の適用	ア　ＳＴクラウドサーバーサービスの利用については、最低利用期間があります。 イ　アに規定するタイプ２の最低利用期間は、ＳＴクラウドサーバー契約者ごとに定めるものとします。タイプ３については、１のＳＴクラウドサーバー契約ごとに１ヶ月とします。また、タイプ４の最低利用期間はありません。 ウ　削除 エ　タイプ３のＳＴクラウドサーバー契約者は、仮想装置の最低利用期間内にクラウドサーバーサービス契約の解除等により、仮想装置の利用を終了した場合は、仮想装置ごとに、１ヶ月分の料金（利用を終了した仮想装置に係る２（料金額）に規定する「利用料」の額の１ヶ月分とします。）に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。ただし、その場合には、別途月額料金の支払いは要しません。 オ　当社は、エの規定にかかわらず、当社の判断により、その解除等に要する額を減額して適用することがあります。

２　料金額（利用料［基本額］）

（ア）削除

（イ）タイプ２

ＳＴクラウドサーバー契約者と当社の間で合意した提供条件に基づいて別に算定する料金を支払っていただきます。

（ウ）タイプ３

区　分	単　位	料金額［月額］（税込価格）
プランＡ （メール）	１のサーバー機能ごとに	3,000円　(3,300円)
プランＢ （Ｗｅｂ）		3,000円　(3,300円)
プランＣ （メール＆Ｗｅｂ）		4,800円　(5,280円)
備考 プランＣについては、メール＆Ｗｅｂを１のサーバー機能とします。		

（エ）タイプ４

①Ｖコース

区　分	単　位		料金額［月額］（税込価格）
中央処理装置の処理能力	１の仮想装置で利用する仮想処理能力数	ベストエフォート	2,000円（2,200円）
		1	6,000円（6,600円）
		2	12,000円（13,200円）
		4	24,000円（26,400円）

		6	36,000円（39,600円）
		8	48,000円（52,800円）
		10	60,000円（66,000円）
主記憶装置の 利用容量	１の仮想装置で 利用する 主記憶装置の 利用容量	1GB	1,000円（1,100円）
		2GB	2,000円（2,200円）
		4GB	4,000円（4,400円）
		6GB	6,000円（6,600円）
		8GB	8,000円（8,800円）
		12GB	12,000円（13,200円）
		16GB	16,000円（17,600円）
		24GB	24,000円（26,400円）
		32GB	32,000円（35,200円）
		48GB	48,000円（52,800円）
		64GB	64,000円（70,400円）
外部記憶装置の 利用容量	20GBごと		2,000円（2,200円）

備考
１　主記憶装置の利用容量については、適用に定めるとおり、生成する仮想装置の仮想処理能力数により選択可能な利用容量が決まっています。
２　外部記憶装置の利用容量については、適用に定めるとおり、合計の下限と上限があります。
３　ＳＴクラウドサーバーサービスを提供する設備構成にかかわらず、利用料は同一の料金額を適用します。

②Ｐコース

区　分	単　位	料金額［月額］（税込価格）
Ｐコースに係るもの	１のサーバー装置 ごとに	210,000円（231,000円）

備考
ＳＴクラウドサーバーサービスを提供する設備構成にかかわらず、利用料は同一の料金額を適用します。

第２ 付加機能利用料

１ 適用

区　分	内　容
（１）付加機能の利用	当社に付加機能の利用を請求したＳＴクラウドサーバー契約者は、２（付加機能の種類等）に定めるところにより付加機能を利用することができます。
（２）付加機能利用料の適用	ＳＴクラウドサーバーサービスに係る付加機能について、２（付加機能の種類等）に規定する料金額を適用します。
（３）最低利用期間に係る料金の適用	ア　２（付加機能の種類等）に定める特定サービス接続機能、インターネットＶＰＮ終端機能及び外部機器接続機能については、最低利用期間があります。 イ　アに規定する最低利用期間は、当該付加機能の提供を開始した日から起算して１年間とします。 ウ　当該付加機能の提供を受けるＳＴクラウドサーバー契約者は、最低利用期間内に当該付加機能の解約があった場合は、２ヶ月分の料金（利用を終了した当該付加機能に係る２（付加機能の種類等）に規定する料金額の２ヶ月分とします。）に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。 エ　当社は、ウの規定にかかわらず、当社の判断により、その解除等に要する額を減額して適用することがあります。

２　付加機能の種類等

（ア）タイプ２

<table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th>単　位</th><th>料金額［月額］
（税込価格）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">基本ソフトウェア（ＯＳ）提供機能</td><td>基本ソフトウェア（ＯＳ）を提供する機能をいいます。</td><td>１の機能ごとに</td><td>当社ホームページ等に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">ア　削除
イ　当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。
ウ　当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、イの規定は適用しません。
エ　本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td>特定サービス接続機能</td><td>特定サービス（高速イーサネット網サービス（ST-WAN）契約約款に規定する高速イーサネット網サービスとします。以下この欄において同じとします。）と接続する機能をいいます。</td><td>１の機能ごとに</td><td>10,000 円
（11,000 円）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>備考</td><td colspan="3">ア　削除
イ　本機能は、特定サービス（高速イーサネット網サービス（ST-WAN）契約約款に規定する高速イーサネット網サービス）の契約者に限り提供します。
ウ　本機能には、最低利用期間があります。本機能の利用を開始した日から起算して１年間とします。
エ　本機能は、完全な機能を果たすことを保証するものではありません。
オ　当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。
カ　当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、オの規定は適用しません。
キ　本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ウイルス対策機能</td><td colspan="2">コンピュータウイルスの検知及び削除等を行うソフトウェアを利用して、仮想装置のコンピュータウイルス対策を行う機能をいいます。</td><td>1仮想装置ごとに</td><td>Windows サーバー用、Linux サーバー用
各 5,000 円
（各 5,500 円）</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">ア　削除
イ　本機能に係る細目事項については、当社が別に定めるところによります。
ウ　本機能は、ウイルス対策として完全な機能を果たすことを保証するものではありません。
エ　本機能の利用に伴い、仮想装置の処理能力が低下する可能性があります。また、ソフトウェアのバージョンアップ等の際に、本機能の提供を中止することがあります。
オ　当社は、本機能の利用及び利用不能に伴い発生する損害については、いかなる責任も負いません。
カ　当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、オの規定は適用しません。
キ　ＳＴクラウドサーバー契約者は、本機能に関するサポートの提供のため、電気通信事業法第４条に定める通信の秘密に該当する可能性のあるＳＴクラウドサーバー契約者の通信記録及び情報を当社又はソフトウェアを提供する事業者が閲覧することが可能なことを予め了承していただきます。
ク　本機能が解約された場合、ＳＴクラウドサーバー契約者は本機能に付随して提供されたソフトウェアの複製物を全て消去していただきます。
ケ　本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</td></tr>
</table>

（イ）タイプ３

<table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th colspan="3">単　位</th><th>料金額［月額］
（税込価格）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">仮想装置監視機能</td><td>別に定める方法により仮想装置の監視を行い、異常を検知した場合にＳＴクラウドサーバー契約者に通知する機能をいいます。</td><td colspan="2">基本額</td><td>Ping 監視のみとし、1 監視ポイントまで</td><td>無　料</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="4">ア　削除
イ　削除
ウ　タイプ３に係る１の仮想装置につき１の Ping 監視機能（１の IP アドレスに限ります。）を提供します。
エ　仮想装置監視機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。
オ　本機能は、監視機能として完全な機能を果たすことを保証するものではありません。
カ　当社は、本機能利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。
キ　当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、カの規定は適用しません。
ク　本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">運用代理機能</td><td>別に定める方法により仮想装置の運用を行う機能をいいます。</td><td>基本額</td><td>障害連絡</td><td>1 メールアドレスまで</td><td>無　料</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="4">ア　削除
イ　本機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。
ウ　本機能は、運用機能として完全な機能を果たすことを保証するものではありません。
エ　当社は、本機能利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。
オ　当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、エの規定は適用しません。
カ　本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="3">電子メール機能</td><td colspan="2" rowspan="2">電子メールの蓄積、読み出し又は転送等を行う機能をいいます。</td><td>基本額</td><td>最大 10 メールアドレスまで
(1GB/ 1 メールアドレス)</td><td>無　料</td></tr>
<tr><td>加算額</td><td>10 メールアドレス追加ごとに
(1GB/ 1 メールアドレス)</td><td>1,000 円
(1,100 円)</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">ア　本機能は、タイプ３（プランＡ，プランＣに限ります。）に係るＳＴクラウドサーバー契約に適用します。
イ　ＳＴクラウドサーバー契約者は、利用するメールアドレスの数の変更を請求することができます。
ウ　追加することができるメールアドレスの数は、最大 4,990 個（合計で 5,000 個）までとします。
エ　追加することにより付与される１のメールアドレスにおいて利用することができるメール情報蓄積装置の容量は 1GB とします。
オ　サーバー装置に蓄えられた受信電子メールを予め転送先として指定したメールアドレスへ転送することができます。
カ　当社はＳＴクラウドサーバー契約に関する技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスを変更していただくことがあります。この場合、予めその旨をＳＴクラウドサーバー契約者に通知します。
キ　当社は、本機能利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。
ク　当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、キの規定は適用しません。
ケ　本機能においてその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">メーリングリスト機能</td><td colspan="2">同報メール（メーリングリスト）機能を提供します。</td><td>1 のメーリングリストごとに</td><td>1,000 円
(1,100 円)</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">ア　本機能は、タイプ３（プランＡ，プランＣに限ります。）に係るＳＴクラウドサーバー契約に適用します。
イ　本機能は、メーリングリスト機能として完全な機能を果たすことを保証するものではありません。
ウ　当社は、本機能利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。
エ　当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、ウの規定は適用しません。
オ　本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="3">ウイルスチェック機能</td><td rowspan="2">ＳＴクラウドサーバーサービスに係るサーバー装置を経由する電子メールに対して、コンピュータウイルス（通信やコンピュータ等の機能に妨害を与えるためのプログラムをいいます。以下同じとします。）及び迷惑メール（広告や不快な内容を無差別に送りつけるメールのこと。以下同じとします。）が含まれる場合、当該コンピュータウイルス及び迷惑メールを検知し、削除等を行う機能をいいます。</td><td>基本額
(2023 年 7 月 31 日まで)</td><td>１メールアドレスごとに</td><td>無　料</td></tr>
<tr><td>基本額
(2023 年 8 月 1 日以降)</td><td>１０メールアドレスごとに</td><td>700 円
(770 円)</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">ア　当社は、タイプ３（プランＡ，プランＣに限る）に係るＳＴクラウドサーバー契約者に限り、本機能を提供します。
イ　当社は、サーバー装置が扱うメールアドレスで送受信された電子メールに含まれるコンピュータウイルス（以下「ウイルス」といいます。）及びサーバー装置が扱うメールアドレスで受信された電子メールに含まれる迷惑メールについて、当社が定めるセキュリティ対策ソフトウェア（２０２３年７月３１日までは、Ｄｒ．ＷＥＢ　Ｍａｉｌ　Ｓｅｃｕｒｉｔｙ、２０２３年８月１日以降は、ＦｏｒｔｉＭａｉｌ）を用いて検知し、ウイルス検知では、当該メールを削除、迷惑メール検知では、当該メールの件名に迷惑メールであることを示す文字列を付加します。なお、ウイルス及び迷惑メール検知は、セキュリティ対策ソフトウェアベンダーが提供するパターンファイル（ウイルス及び迷惑メールを検知するために、その特徴をパターンとしてまとめたもの）により対応可能なものに限ります。
ウ　本機能は、ウイルス及び迷惑メールの検知において完全な機能を果たすことを保証するものではありません。
エ　当社は、本機能利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。
オ　当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、エの規定は適用しません。
カ　本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</td></tr>
</table>

（ウ）タイプ４

<table>
<tr><th colspan="3">区　分</th><th colspan="2">単　位</th><th>料金額［月額］
（税込価格）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">外部記憶装置の利用容量の追加機能</td><td colspan="2">外部記憶装置の利用容量を追加する機能をいいます。</td><td colspan="2">20GB ごとに</td><td>2,000 円
(2,200 円)</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="4">ア　Ｖコースで利用できる最大容量は、第１（利用料金）１（適用）に定めるとおりとします。
イ　Ｐコースで利用できる最大容量については、当社が別に定めるところによります。
ウ　当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。
エ　当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、ウの規定は適用しません。
オ　本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">オプション型外部記憶装置機能</td><td colspan="2" rowspan="2">オプション型の外部記憶装置を利用する機能をいいます。</td><td>Ｖコース</td><td>20GBごとに</td><td>800円
(880円)</td></tr>
<tr><td>Ｐコース</td><td>1TBごとに</td><td>15,000円
(16,500円)</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="4">ア　Ｖコースで利用できる最大容量は、4TBまでとします。
イ　Ｐコースで利用できる最大容量については、当社が別に定めるところによります。
ウ　当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。
エ　当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、ウの規定は適用しません。
オ　本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">オプション型外部記憶装置機能（大容量タイプ）</td><td colspan="2">オプション型の外部記憶装置を大容量利用する機能をいいます。</td><td colspan="2">500GBごとに</td><td>5,000円
(5,500円)</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="4">ア　ＶコースおよびＰコースで利用できる最大容量は、10TBまでとします。
イ　当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。
ウ　当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、イの規定は適用しません。
エ　本機能は、当社設備の都合により提供できない場合があります。
オ　本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="3">ＮＡＳ型外部記憶装置機能
(2023年3月1日より新規受付を停止)</td><td colspan="2" rowspan="2">ＮＡＳ型の外部記憶装置を利用する機能をいいます。</td><td>1台</td><td>48,000円
(52,800円)</td></tr>
<tr><td>2台による冗長構成時</td><td>96,000円
(105,600円)</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">ア　本機能は、タイプ４（Ｖコース及びＰコース）サーバーにおいて、契約者のネットワーク上にネットワークファイルシステム（ＮＦＳ及びＳＭＢ）としてアクセス可能なＮＡＳ型外部記憶装置を提供します。
イ　本機能は、当社所有のＮＡＳ装置（ＲＡＩＤによるディスク冗長構成となります。）を使用します。その詳細は当社が別に定めるところによります。
ウ　利用できる最大容量は約１０ＴＢ（又はそれ以上）になります。その詳細は当社が別に定めるところによります。
エ　本機能を同時に２機能分（ＮＡＳ装置２台）契約し、その契約時に申出があった場合に限り、ＮＡＳ装置２台間での冗長構成（レプリカ）を選択することができます。
オ　本機能を利用したファイル共用サーバーを構築する場合は別途ご相談ください。
カ　本機能は、当社が申込を承諾した日から提供開始日まで、標準日程で２カ月かかります。
キ　本機能には、最低利用期間があります。本機能の利用を開始した日及び５年経過におけるＮＡＳ装置取替日から起算して３０か月とします。最低利用期間内の解約について、当社は残余期間分の月額料金を請求させていただきます。また、最低利用期間内にタイプ４契約を解約した場合についても同様です。
ク　本機能は、利用を開始した日から起算して５年を経過する都度、新しいＮＡＳ装置に取替えます。取替にはお客さまからの継続申込が必要です。また、５年経過からの３カ月間は新旧のＮＡＳ装置にアクセスできる移行期間とし、契約者は期間中自らデータを移行する必要があります。
ケ　本機能の申込（初回及び継続）においては、契約事務手数料をいただきます。
コ　本機能の提供において、ＮＡＳ装置に障害が発生した場合、当社は新しいＮＡＳ装置に取替える場合があります。本機能はデータの完全性を保証するものではありません。
サ　当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。
シ　当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、サの規定は適用しません。
ス　本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">ユーザーバックアップ機能</td><td colspan="2">外部記憶装置及びオプション型外部記憶装置に蓄積された電子データのバックアップ等を行う機能をいいます。</td><td>契約している外部記憶装置及びオプション型外部記憶装置の利用容量20GBごとに</td><td>400円
（440円）</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">ア　ユーザーバックアップ機能に係る細目事項については、当社が別に定めるところによります。
イ　本機能は、完全な機能を果たすことを保証するものではありません。
ウ　当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。
エ　当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、ウの規定は適用しません。
オ　本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">テンプレート保存機能</td><td colspan="2">仮想装置等のイメージをテンプレート化し、保存する機能をいいます。</td><td>契約している外部記憶装置及びオプション型外部記憶装置の利用容量20GBごとに</td><td>400円
（440円）</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">ア　テンプレート保存機能に係る細目事項については、当社が別に定めるところによります。
イ　本機能は、完全な機能を果たすことを保証するものではありません。
ウ　当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。
エ　当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、ウの規定は適用しません。
オ　本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">基本ソフトウェア（ＯＳ）提供機能</td><td colspan="2">基本ソフトウェア（ＯＳ）を提供する機能をいいます。</td><td>１の機能ごとに</td><td>当社ホームページ等に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">ア　当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。
イ　当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、アの規定は適用しません。
ウ　本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">マルチストレージ機能</td><td colspan="2">仮想装置をマルチストレージ装置として利用する機能をいいます。</td><td colspan="2">１の機能ごとに</td><td>2,000円
(2,200円)</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="4">ア　本機能は、タイプ４（Ｖコース及びＰコース）サーバーをマルチストレージ装置（ＮＦＳ、ＣＩＦＳ、オブジェクト型ストレージのいずれかで使用）として使用する機能を提供します。
イ　本機能を付加したサーバーはマルチストレージ専用機となり、他の用途では使用できません。
ウ　マルチストレージ機能に係る細目事項については、当社が別に定めるところによります。
エ　本機能は完全な機能を果たすことを保証するものではありません。
オ　当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。
カ　当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、オの規定は適用しません。
キ　本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">ファイアウォール機能</td><td colspan="2" rowspan="2">ＳＴクラウドサーバー契約者による設定に基づいて、接続する通信を制限する機能をいいます。</td><td>基本額</td><td>１の機能</td><td>無　料</td></tr>
<tr><td>加算額</td><td>１の機能追加ごとに</td><td>2,000円
(2,200円)</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="4">ア　１のＳＴクラウドサーバー契約で複数のファイアウォール機能を必要とする場合には、本機能を追加する必要があります。
イ　ファイアウォール等に係る細目事項については、当社が別に定めるところによります。
ウ　本機能は、ファイアウォールとして完全な機能を果たすことを保証するものではありません。
エ　当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。
オ　当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、エの規定は適用しません。
カ　本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td>仮想装置負荷分散機能</td><td colspan="2">複数の仮想装置について、ＳＴクラウドサーバー契約者が行う設定に基づき、その処理等に係る負荷を分散する機能をいいます。</td><td colspan="2">１の機能ごとに</td><td>4,000円
(4,400円)</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>備考</td><td colspan="3">ア　仮想装置負荷分散機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。
イ　本機能は、完全な機能を果たすことを保証するものではありません。
ウ　当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。
エ　当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、ウの規定は適用しません。
オ　本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">仮想ＬＡＮ(VLAN)機能</td><td colspan="2">当社が別に定める仮想ＬＡＮ数を超える仮想ＬＡＮを提供する機能をいいます。</td><td>１の機能ごとに（１の仮想ＬＡＮごとに）</td><td>2,000円
(2,200円)</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">ア　本機能は、完全な機能を果たすことを保証するものではありません。
イ　当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。
ウ　当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、イの規定は適用しません。
エ　本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">特定サービス接続機能</td><td colspan="2">特定サービス（高速イーサネット網サービス（ST-WAN）契約約款に規定する高速イーサネット網サービスとします。以下この欄において同じとします。）と接続する機能をいいます。</td><td>１の機能ごとに</td><td>10,000 円
(11,000 円)</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">ア　本機能は、特定サービス（高速イーサネット網サービス（ST-WAN）契約約款に規定する高速イーサネット網サービス）の契約者に限り提供します。
イ　本機能には、最低利用期間があります。本機能の利用を開始した日から起算して１年間とします。
ウ　本機能は、完全な機能を果たすことを保証するものではありません。
エ　当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。
オ　当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、エの規定は適用しません。
カ　本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">インターネットＶＰＮ終端機能</td><td colspan="2">インターネットＶＰＮ（インターネットを利用した拠点間暗号化通信）を構成するために必要な暗号化通信を終端する機能をいいます。</td><td>１の機能ごとに</td><td>12,000 円
（13,200 円）</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">ア　本機能は、ＳＴクラウドサーバーサービスを提供する仮想装置側の暗号化通信機能のみ提供します。
イ　本機能は、完全な機能を果たすことを保証するものではありません。
ウ　当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。
エ　当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、ウの規定は適用しません。
オ　本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">仮想ＶＰＮ機能</td><td colspan="2">データセンター側に仮想的に構築したＶＰＮ機能により、プライベートなネットワークを利用することができる機能をいいます。</td><td>１の機能ごとに</td><td>2,000 円
（2,200 円）</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">ア　本機能は、ＳＴクラウドサーバーサービスを提供する仮想装置側の暗号化通信機能のみ提供します。
イ　本機能は、完全な機能を果たすことを保証するものではありません。
ウ　当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、いかなる責任も負いません。
エ　当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、ウの規定は適用しません。
オ　本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td>仮想装置監視機能</td><td>別に定める方法により仮想装置の監視を行い、異常を検知した場合にＳＴクラウドサーバー契約者に通知する機能をいいます。</td><td>基本額</td><td>10 監視ポイントまで</td><td>無　料</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>備考</td><td colspan="4">ア　仮想装置監視機能における監視項目には、Ping 監視、TCPPort 監視、URL 監視、中央処理装置使用率、主記憶装置使用率、外部記憶装置使用率、外部記憶装置 I/O、オプション型外部記憶装置使用率、オプション型外部記憶装置 I/O、ネットワーク I/O があります。
イ　仮想装置監視機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。
ウ　本機能は、監視機能として完全な機能を果たすことを保証するものではありません。
エ　当社は、本機能利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。
オ　当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、エの規定は適用しません。
カ　本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">運用代理機能</td><td rowspan="5">別に定める方法により仮想装置等の運用を行う機能をいいます。</td><td rowspan="2">基本額</td><td>障害連絡</td><td>5 メールアドレスまで</td><td rowspan="2">無　料</td></tr>
<tr><td>障害対応</td><td>再起動のみ実施</td></tr>
<tr><td rowspan="3">加算額</td><td>障害連絡</td><td>電話連絡
1 の契約ごとに</td><td>3,000 円
(3,300 円)</td></tr>
<tr><td colspan="2">1 ヶ月あたりの当社対応時間が 5 時間以内の場合</td><td>30,000 円
(33,000 円)</td></tr>
<tr><td colspan="2">1 ヶ月あたりの当社対応時間が 5 時間を超える場合で 1 時間ごとに（当社対応時間が 1 時間に満たない場合は 1 時間とみなします。）</td><td>5,000 円
(5,500 円)</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="4">ア　本機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。
イ　本機能は、運用機能として完全な機能を果たすことを保証するものではありません。
ウ　当社は、本機能利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。
エ　当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、ウの規定は適用しません。
オ　本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">ウイルス対策機能</td><td>コンピュータウイルスの検知及び削除等を行うソフトウェアを利用して、仮想装置のコンピュータウイルス対策を行う機能をいいます。</td><td>1仮想装置ごとに</td><td>Windows サーバー用、
Linux サーバー用
各 5,000 円
（各 5,500 円）</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">ア　本機能に係る細目事項については、当社が別に定めるところによります。
イ　本機能は、ウイルス対策として完全な機能を果たすことを保証するものではありません。
ウ　本機能の利用に伴い、仮想装置の処理能力が低下する可能性があります。また、ソフトウェアのバージョンアップ等の際に、本機能の提供を中止することがあります。
エ　当社は、本機能の利用及び利用不能に伴い発生する損害については、いかなる責任も負いません。
オ　当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、エの規定は適用しません。
カ　ＳＴクラウドサーバー契約者は、本機能に関するサポートの提供のため、電気通信事業法第４条に定める通信の秘密に該当する可能性のあるＳＴクラウドサーバー契約者の通信記録及び情報を当社又はソフトウェアを提供する事業者が閲覧することが可能なことを予め了承していただきます。
キ　本機能が解約された場合、ＳＴクラウドサーバー契約者は本機能に付随して提供されたソフトウェアの複製物を全て消去していただきます。
ク　本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td>外部機器接続機能</td><td colspan="4">共有ラック内のスペースに持込端末機器を設置し、利用する機能をいいます。</td></tr>
<tr><td></td><td>基本額</td><td colspan="3"><table>
<tr><td>区分</td><td>単位</td><td>料金額[月額]
（税込価格）</td></tr>
<tr><td>1U
スペース</td><td>1U ごとに
（標準電力容量
：0.2kVA）</td><td>9,400 円
（10,340 円）</td></tr>
<tr><td>メディア
コンバーター</td><td>1 台ごとに
（標準電力容量
：0.2kVA）</td><td>3,000 円
（3,300 円）</td></tr>
<tr><td>サイズ別
端末設備</td><td>1 台ごとに
（標準電力容量
：0.2kVA）</td><td>下記参照</td></tr>
</table><table>
<tr><td>高さ
（cm）</td><td>横幅
（cm）</td><td>奥行
（cm）</td><td>料金額[月額]
（税込価格）</td></tr>
<tr><td>0～20</td><td>0～20</td><td>0～30</td><td>12,000 円
（13,200 円）</td></tr>
<tr><td>20～30</td><td>0～20</td><td>0～30</td><td>17,000 円
（18,700 円）</td></tr>
<tr><td>0～20</td><td>20～40</td><td>0～30</td><td>24,000 円
（26,400 円）</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

		20～30	20～40	0～30	34,000 円 (37,400 円)
		0～20	0～20	30～65	24,000 円 (26,400 円)
		20～30	0～20	30～65	34,000 円 (37,400 円)
		0～20	20～40	30～65	48,000 円 (52,800 円)
		20～30	20～40	30～65	67,000 円 (73,700 円)

	加算額	区分	単位	料金額[月額] (税込価格)
		スペース追加（1 台の持込端末機器で 2U 以上必要な場合に適用	1U 追加ごとに (0.1kVA/U 付) 最大 5U まで	6,400 円 (7,040 円)
		標準電力 容量追加	0.2kVA ごとに	4,400 円 (4,840 円)
		予備電力 容量追加	0.2kVA ごとに	400 円 (440 円)
		LED 目視確認 (1 回/日)	1 台ごとに	1,000 円 (1,100 円)
		接続機器監視	10 監視ポイントまで	1,000 円 (1,100 円)
		障害切り分け代行	1 台ごとに	5,000 円 (5,500 円)
		予備機切替代行	1 台ごとに	5,000 円 (5,500 円)
		修理手続き代行	1 台ごとに	3,000 円 (3,300 円)
		リストア作業代行	1 台ごとに	5,000 円 (5,500 円)
		運用業務代行	1 台ごとに	7,000 円 (7,700 円)
	備考	ア　本機能に係る細目事項については、当社が別に定めるところによります。 イ　当社は、本機能の利用にあたり、当社指定のラック、電圧、コンセント等を提供します。 ウ　ＳＴクラウドサーバー契約者は、本機能の利用にあたり、データセンター施設内のサーバルームに入室することはできません。 エ　ＳＴクラウドサーバー契約者は、本機能の利用にあたり、持込端末機器を準備し、当社に配送するものとします。		

		オ　当社は、持込端末機器が配送時に破損した場合において、一切の責任を負わないものとします。 カ　当社は、ＳＴクラウドサーバー契約者の持込端末機器をデータセンター施設内のラックに設置します。 キ　ＳＴクラウドサーバー契約者は、持込端末機器の設置にあたり、データセンター施設内のラックの位置及びスペースを指定することはできません。 ク　本機能の利用にあたり、持込端末機器のマウント及びアンマウント作業については、当社にて実施します。ＳＴクラウドサーバー契約者が当該作業を行うことはできません。 ケ　本機能の利用にあたり、持込端末機器の電源ケーブル及び LAN ケーブルの敷設作業については、ＳＴクラウドサーバー契約者が準備したケーブル及び手順書に基づき、当社にて実施します。ＳＴクラウドサーバー契約者が当該作業を行うことはできません。 コ　当社は、ＳＴクラウドサーバー契約者に提供する電力提供容量について、持込端末機器の定格皮相電力の値を用いて適用します。 サ　当社は、当社が電力を調達する電力事業者および公租公課等による電気料金等の改定が行われた場合、利用料を変更することがあります。 シ　利用料を変更するときは、当社が適切と判断する方法により、事前にＳＴクラウドサーバー契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。 ス　メディアコンバーターについては、高さ 4cm、横幅 10cm、奥行 20cm 以内の機器を対象とします。それ以上については、サイズ別持込端末機器にて提供します。 セ　予備電力容量の提供については、標準電力容量と同じ電圧、合計電力容量とします。また、当社が別に定める提供条件により当該機能を提供します。 ソ　当社は、LED 目視確認の提供にあたり、予めＳＴクラウドサーバー契約者と取り決めた手順書に基づき、当社が管理、計画した作業スケジュールにて実施します。ＳＴクラウドサーバー契約者が時間の指定を行うことはできません。 タ　接続機器監視の項目には、Ping 監視、TCPPort 監視、URL 監視、中央処理装置使用率、主記憶装置使用率、外部記憶装置使用率、外部記憶装置 I/O、ネットワーク I/O があります。 チ　接続機器監視は、完全な機能を果たすことを保証するものではありません。 ツ　当社は、障害切り分け代行、予備機切替代行及びリストア作業代行の提供にあたり、予め契約者と取り決めた運用手順書に基づき、作業を代行します。このとき、この料金額で提供する 1 回の作業は 1 時間以内に限ります。また、契約者は、1 回の作業時間を 1 時間単位で追加することができます。この場合、当社は 1 の暦月の料金額を 1 時間の作業時間の追加毎に 1 の料金額を加算して適用します。 テ　当社は、修理手続き代行の提供にあたり、予め契約者と取り決めた運用手順書に基づき、修理手続きを代行します。このとき、修理手続きを行う連絡先は1箇所に限ります。 ト　当社は、運用業務代行の提供にあたり、予め契約者と取り決めた運用手順書に基づき、運用業務を代行します。このとき、この料金額で提供する作業は、1の暦月において合計1時間以内

<table>
<tr><td></td><td></td><td colspan="3">に限ります。また、契約者は、1の暦月の合計作業時間を1時間単位で追加することができます。この場合、当社は1の暦月の料金額を1時間の作業時間の追加毎に1の料金額を加算して適用します。
ナ　ＳＴクラウドサーバー契約者は、ＳＴクラウドサーバー契約者の持込端末機器の瑕疵もしくはその他の事由により当社又は第三者に損害を与えたときは、ＳＴクラウドサーバー契約者の責任において、生じた損害を補償するものとします。
二　本機能には、最低利用期間があります。本機能の利用を開始した日から起算して１年間とします。
ヌ　当社は、本機能の利用及び利用不能に伴い発生する損害については、いかなる責任も負いません。
ネ　当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、ヌの規定は適用しません。
ノ　本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">運用報告書作成</td><td colspan="2">当社は、当社様式の報告書に基づき、毎月1回、報告書を作成し提出します。</td><td>１様式ごとに</td><td>15,000 円
（16,500 円）</td></tr>
<tr><td></td><td>備考</td><td colspan="3">ア　当社は、運用報告書作成の提供にあたり、予め契約者と取り決めた運用手順書に基づき、運用報告書を作成します。
イ　契約者への報告は、報告書のメール送信のみとし、訪問等による説明は含みません。</td></tr>
</table>

第２表 工事に関する費用

第１ 工事費

１ 適用

<table>
<tr><th>区　分</th><th>内　容</th></tr>
<tr><td>（1）工事費の適用</td><td>ア　工事費は、工事を要することとなるサーバー装置を含む当社設備等において行う１の工事ごとに適用します。
イ　タイプ等の変更の場合の工事費は、変更後のタイプ等に対応するサーバー装置の設定に係る工事について適用します。</td></tr>
<tr><td>（２）工事の適用区分</td><td>工事の区分は次のとおりとします。
<table>
<tr><th>工事の区分</th><th>適用</th></tr>
<tr><td>（ア）サーバー装置又は仮想装置の設定に係る工事</td><td>ＳＴクラウドサーバーサービスの利用開始に伴うサーバー装置又は仮想装置の設定等の場合に適用します。</td></tr>
<tr><td>（イ）サーバー装置又は仮想装置の変更に係る工事</td><td>コース変更等によるサーバー装置又は仮想装置の設定変更等の場合に適用します。</td></tr>
<tr><td>（ウ）ＳＴクラウドサーバーサービスの利用の一時中断に係る工事</td><td>ＳＴクラウドサーバーサービスの利用の一時中断の場合に適用します。</td></tr>
<tr><td>（エ）利用の一時中断をしたＳＴクラウドサーバーサービスの再利用に係る工事</td><td>ＳＴクラウドサーバーサービスの利用の一時中断の再利用の場合に適用します。</td></tr>
<tr><td>（オ）付加機能に係る工事</td><td>付加機能の利用開始、変更解約などに伴うサーバー装置を含む当社設備の設定等の場合に適用します。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>（３）工事費の減額適用</td><td>当社は、上記の（１）工事費の適用の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。</td></tr>
<tr><td>（４）工事費の適用除外</td><td>ア　当社は、上記の（１）工事費の適用の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費を適用除外することがあります。
イ　付加機能の解約に係る工事について、ＳＴクラウドサーバー契約の解除と同時に行う場合には、２（工事費の額）の規定にかかわらず、付加機能の解約に係る工事費の支払いを要しません。
ウ　付加機能のみの解約に係る工事については、２（工事費の額）の規定にかかわらず、付加機能の解約に係る工事費を頂かない場合があります。</td></tr>
</table>

２ 工事費の額

２－１ サーバー装置の設定、変更、一時中断に係るもの

（ア）削除

（イ）タイプ２

ＳＴクラウドサーバー契約者と当社の間で合意した提供条件に基づいて別に算定する料金を支払っていただきます。

（ウ）タイプ３

工事の種類	単位	工事費の額 （税込価格）
仮想装置の設定に係る工事	１の工事ごとに	5,000円（5,500円）
仮想装置の変更に係る工事	１の工事ごとに	2,000円（2,200円）
ＳＴクラウドサーバーサービスの利用の一時中断に係る工事	１の工事ごとに	1,000円（1,100円）

備考
１　プランを変更する場合には、変更先のプランに係るサーバー装置又は仮想装置の変更に係る工事費を適用します。
２　上記工事に伴い、特別な工事を要する場合には、その工事に要した費用を支払っていただきます。
３　ＳＴクラウドサーバーサービスの利用の一時中断に係る工事費については、再利用に係る工事費を含むものとします。

（エ）タイプ４

①Ｖコース

工事の種類	単位	工事費の額 （税込価格）
仮想装置の設定に係る工事	１の工事ごとに	20,000円（22,000円）
ＳＴクラウドサーバーサービスの利用の一時中断に係る工事	１の工事ごとに	1,000円（1,100円）

備考
１　申込書等により当社がＳＴクラウドサーバー契約者に代わり仮想装置等の設定を代行する場合の工事費となります。ＳＴクラウドサーバー契約者自身で仮想装置等の設定を行う場合は工事費の支払いを要しません。
２　上記工事に伴い、特別な工事を要する場合には、その工事に要した費用を支払っていただきます。
３　ＳＴクラウドサーバーサービスの利用の一時中断に係る工事費については、再利用に係る工事費を含むものとします。

②Ｐコース

工事の種類	単位	工事費の額 （税込価格）
サーバー装置の設定に係る工事	１の工事ごとに	30,000円（33,000円）
仮想装置の設定に係る工事	１の工事ごとに	20,000円（22,000円）
ＳＴクラウドサーバーサービスの利用の一時中断に係る工事	１の工事ごとに	1,000円（1,100円）

備考
１　申込書等により当社がＳＴクラウドサーバー契約者に代わり仮想装置等の設定を代行する場合の工事費となります。ＳＴクラウドサーバー契約者自身で仮想装置等の設定を行う場合は工事費の支払いを要しません。
２　上記工事に伴い、特別な工事を要する場合には、その工事に要した費用を支払っていただきます。
３　ＳＴクラウドサーバーサービスの利用の一時中断に係る工事費については、再利用に係る工事費を含むものとします。

２－２ 付加機能に係るもの

（ア）タイプ１　削除

（イ）タイプ２

ＳＴクラウドサーバー契約者と当社の間で合意した提供条件に基づいて別に算定する料金を支払っていただきます。

（ウ）タイプ３

工事の種類		単位	工事費の額 （税込価格）
付加機能の利用開始、変更に係る工事	メールアドレスの追加	１の工事ごとに	2,000円（2,200円）
	メールアドレスの内容変更	１の工事ごとに	1,000円（1,100円）
	メーリングリスト機能の設定及び変更	１の工事ごとに	3,000円（3,300円）
	ウイルスチェック機能の追加	１の工事ごとに	2,000円（2,200円）
	メール転送機能の設定及び変更	１の工事ごとに	1,000円（1,100円）
	当社ＤＮＳへのゾーン追加及び変更	１の工事ごとに	2,000円（2,200円）
	サーバー証明書の設定及び変更	１の工事ごとに	3,000円（3,300円）

備考
１　付加機能の利用開始に係る工事については、サービスの提供の開始と同時に行う場合には、付加機能に係る工事費をいただかない場合があります。
２　上記工事に伴い、特別な工事を要する場合には、その工事に要した費用を支払っていただきます。
３　当社ＤＮＳへのゾーン追加については、１の工事で１０ゾーンまで登録可能です。なお、ゾーンの登録数は、標準で登録可能な５ゾーンを含めて最大１５ゾーンまでとします。
４　当社ＤＮＳに登録したゾーンの変更については、サービスの提供を開始した後に、標準提供する５ゾーン以内の設定内容を変更する場合においても、上記工事費を適用します。
５　当社の判断により、上記工事費をいただかない場合があります。

（エ）タイプ４

工事の種類		単位	工事費の額 （税込価格）
カテゴリー①	中央処理装置の処理能力数の変更	１の工事ごとに	5,000円（5,500円）
	主記憶装置の利用容量の変更	１の工事ごとに	5,000円（5,500円）
	外部記憶装置の利用容量の追加	１の工事ごとに	5,000円（5,500円）

	オプション型外部記憶装置の利用容量の追加		１の工事ごとに	5,000円（5,500円）
	オプション型外部記憶装置（大容量タイプ）の利用容量の追加		１の工事ごとに	5,000円（5,500円）
	ユーザーバックアップ機能		１の工事ごとに	5,000円（5,500円）
	テンプレート保存機能		１の工事ごとに	5,000円（5,500円）
	マルチストレージ機能	利用開始	１の工事ごとに	5,000円（5,500円）
		変更	１の工事ごとに	2,000円（2,200円）
	ファイアウォール機能	利用開始	１の工事ごとに	5,000円（5,500円）
		変更	１の工事ごとに	2,000円（2,200円）
	仮想ＬＡＮ（VLAN）機能		１の工事ごとに	5,000円（5,500円）
	仮想ＶＰＮ機能		１の工事ごとに	5,000円（5,500円）
	仮想装置負荷分散機能	利用開始	１の工事ごとに	10,000円（11,000円）
		変更	１の工事ごとに	2,000円（2,200円）
	仮想装置監視機能		１の工事ごとに	5,000円（5,500円）
	ウイルス対策機能		１の工事ごとに	5,000円（5,500円）
	外部機器接続機能における接続機器監視の追加及び変更		１の工事ごとに	5,000円（5,500円）
カテゴリー②	インターネットＶＰＮ終端機能		１の工事ごとに	10,000円（11,000円）
	運用代理機能		１の工事ごとに	30,000円（33,000円）
	当社ＤＮＳへのゾーン追加及び変更		１の工事ごとに	2,000円（2,200円）
	外部機器接続機能	1Uスペース	１Ｕごとに	2,500円（2,750円）
		サイズ別端末設備	１台ごとに	2,500円（2,750円）
		スペース追加	１Ｕごとに	2,500円（2,750円）
		標準電力容量追加	0.2kVAごとに	2,500円（2,750円）
		運用手順作成及び変更	１の工事ごとに	20,000円（22,000円）
	運用報告書作成		１の工事ごとに	10,000円（11,000円）

備考

1　上記におけるカテゴリー①については、申込書等により当社がＳＴクラウドサーバー契約者に代わり、付加機能の利用開始設定及び変更を代行する場合の工事費となります。ＳＴクラウドサーバー契約者自身で利用開始設定及び変更を行う場合は工事費の支払いを要しません。

2　上記におけるカテゴリー②については、ＳＴクラウドサーバー契約者自身で利用開始設定及び変更を行うことができないため工事費が必要となります。

3　付加機能の利用開始に係る工事については、サービスの提供開始と同時に行う場合には、付加機能に係る工事費をいただかない場合があります。

4　上記工事に伴い、特別な工事を要する場合には、その工事に要した費用を支払っていただきます。

5　運用代理機能に係る工事費については、第１表第２（付加機能利用料）にて規定する加算額に係る工事に限り適用します。

6　当社ＤＮＳへのゾーン追加については、１の工事で１０ゾーンまで登録可能です。なお、サービスの提供を開始した後に、標準提供する５ゾーン以内の設定内容を変更する場合においても上記工事費を適用します。

7　ウイルス対策機能に係る工事について、当社は同工事に伴い発生する不具合や損害についていかなる責任も負いません。

8　外部機器接続機能の運用手順作成及び変更に係る工事費については、障害切り分け代行、予備機切替代行、修理手続き代行、リストア作業代行及び運用業務代行の提供にあたり契約者と取り決める運用手順書を作成又は変更する場合に適用します。

9　運用報告書作成に係る工事費については、運用報告書作成の提供にあたり契約者と取り決める運用報告書作成手順書の作成又は変更を行う場合に適用します。

第３表 事務手数料等

１ 適用

区　分	内　容
（１）事務手数料等に係る料金の適用	ア　ＳＴクラウドサーバーサービス契約の申込みをし、その承諾を受けたときに契約事務手数料を適用します。 イ　ＳＴクラウドサーバー契約者からの請求により、種別もしくは細目の変更を行う場合は、ＳＴクラウドサーバー契約者は２（料金額）に規定する契約事務手数料の支払を要します。 ウ　ＳＴクラウドサーバー契約者からの請求により、付加機能の提供の開始、変更又は解約を行う場合は、ＳＴクラウドサーバー契約者は２（料金額）に規定する契約事務手数料の支払いを要します。
（２）事務手数料等の適用除外又は減額等	当社は、２（料金額）の規定にかかわらず、事務処理の態様等を勘案して、別に定めるところにより、手続きに関する料金の適用を除外し、又は、その額を減額して適用することがあります。

２ 料金額

種　別	単　位	料金額（税込価格）
契約事務手数料	１の契約ごとに	2,000円（2,200円）
備考 １　同時に２以上の契約を行う場合には、１の契約を除く他の契約については、契約事務手数料をいただかない場合があります。 ２　付加機能の提供の開始、変更又は解約を行う場合には、契約事務手数料をいただかない場合があります。 ３　当社は、当社の判断により、契約事務手数料をいただかない場合があります。		

第４表 附帯サービスに関する料金

第１ 申請手数料

区　分	単　位	料金額（税込価格）
申請手数料	１のドメイン名の申請ごとに	1,000円（1,100円）

（注）上記の手数料のほか、ＪＰＲＳ等への手数料（実費）が必要です。

第２ ドメイン名維持管理料

区　分	単　位	料金額［月額］（税込価格）
ドメイン名維持管理料	１のドメイン名ごとに	500 円（550 円）

第３ サーバー証明書利用料

区　分	単　位	料金額（税込価格）
サーバー証明書利用料	１のサーバー証明書ごとに	実　費

第４　発行料

区　分	単　位	料金額（税込価格）
料金請求書等発行料	１の料金請求書等の発行ごとに	300 円　（330 円）
支払い証明書等発行料	１の支払い証明書等の発行ごとに	300 円　（330 円）

備考
１　当社は、料金請求書等を１のＳＴクラウドサーバー契約（タイプ３に限ります。）ごとに発行します。
２　当社は、支払い証明書等を１のＳＴクラウドサーバー契約（タイプ３に限ります。）ごとに発行します。
３　当社は、当社の判断により、発行料をいただかない場合があります。
４　支払い証明書等の発行について、ＳＴクラウドサーバー契約者と当社間の契約内容によっては発行できない場合があります。

附　則

附　　則

（実施期日）

１　この約款は、２０１０年１０月２８日から実施します。

（ウイルスチェック機能）

２　当社は、下表のとおり、ウイルスチェック機能を２０１０年１０月２８日から提供します。ただし、当社は、業務の都合により、ウイルスチェック機能の提供を中止あるいは終了することができるものとします。

（１）付加機能利用料（月額）

<table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th colspan="2">単　位</th><th>料金額［月額］
（税込価格）</th></tr>
<tr><td>ウイルスチェック機能</td><td>ＳＴクラウドサーバーサービスに係るサーバー装置を経由する電子メールに対して、コンピュータウイルス（通信やコンピュータ等の機能に妨害を与えるためのプログラムをいいます。以下同じとします。）が含まれる場合において、当該コンピュータウイルスを検知及び駆除又は削除等する機能をいいます。</td><td>加算額</td><td>１のメールアドレスごとに</td><td>300 円（315 円）</td></tr>
<tr><td></td><td>備考</td><td colspan="3">ア　当社は、タイプ１，タイプ２に係るＳＴクラウドサーバー契約者に限り、本機能を提供します。
イ　当社は、サーバー装置が扱うメールアドレスに送受信された電子メールに含まれるコンピュータウイルス（以下「ウイルス」といいます。）について、当社が別に定めるソフトウェアを用いてウイルスの検知及び駆除又は削除を行います。ただし、駆除又は削除可能なウイルスは、ウイルスの検知及び駆除又は削除の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイル（コンピュータウイルスを検知するため、各々のウイルスの特徴をパターンとしてまとめたもの）により対応可能なウイルスとします。
ウ　本機能は、ウイルスチェックとして完全な機能を果たすことを保証するものではありません。
エ　当社は、本機能利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。
オ　当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、エの規定は適用しません。
カ　本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</td></tr>
</table>

（２）工事費の額

工事の種類		単位	工事費の額 （税込価格）
利用開始、変更に係る工事	ウイルスチェック機能	１の工事ごとに	2,000円（2,100円）
備考 １　当社は、タイプ１，タイプ２に係るＳＴクラウドサーバー契約者に限り、適用します。 ２　上記工事に伴い、特別な工事を要する場合には、その工事に要した費用を支払っていただきます。 ３　上記以外の工事が必要な場合は、その工事に要した費用を支払っていただきます。			

附　　則

１　この約款は、２０１０年１１月２５日から実施します。

（ウイルスチェック機能）

２　当社は、２０１０年１０月２８日より提供しているウイルスチェック機能を、下表のとおり、引き続き提供します。ただし、当社は、業務の都合により、ウイルスチェック機能の提供を中止あるいは終了することができるものとします。

（１）付加機能利用料（月額）

区　分		単　位		料金額［月額］ （税込価格）
ウイルスチェック機能	ＳＴクラウドサーバーサービスに係るサーバー装置を経由する電子メールに対して、コンピュータウイルス（通信やコンピュータ等の機能に妨害を与えるためのプログラムをいいます。以下同じとします。）が含まれる場合において、当該コンピュータウイルスを検知及び駆除又は削除等する機能をいいます。	加算額	１のメールアドレスごとに	300 円（315 円）
	備考	ア　当社は、タイプ１，タイプ２に係るＳＴクラウドサーバー契約者に限り、本機能を提供します。 イ　当社は、サーバー装置が扱うメールアドレスに送受信された電子メールに含まれるコンピュータウイルス（以下「ウイルス」といいます。）について、当社が別に定めるソフトウェアを用いてウイルスの検知及び駆除又は削除を行います。ただし、駆除又は削除可能なウイルスは、ウイルスの検知及び駆除又は削除の実施時における、当社が別に定めるウイルスパター		

		ンファイル（コンピュータウイルスを検知するため、各々のウイルスの特徴をパターンとしてまとめたもの）により対応可能なウイルスとします。 ウ　本機能は、ウイルスチェックとして完全な機能を果たすことを保証するものではありません。 エ　当社は、本機能利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。 オ　当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、エの規定は適用しません。 カ　本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。

（２）工事費の額

工事の種類		単位	工事費の額 （税込価格）
利用開始、変更に係る工事	ウイルスチェック機能	１の工事ごとに	2,000円（2,100円）
備考 １　当社は、タイプ１，タイプ２に係るＳＴクラウドサーバー契約者に限り、適用します。 ２　上記工事に伴い、特別な工事を要する場合には、その工事に要した費用を支払っていただきます。 ３　上記以外の工事が必要な場合は、その工事に要した費用を支払っていただきます。			

附　　則

１　この約款は、２０１０年１２月１日から実施します。

（ウイルスチェック機能）

２　当社は、タイプ１，タイプ２に係るＳＴクラウドサーバー契約者に限り、２０１０年１０月２８日より提供しているウイルスチェック機能を、下表のとおり、引き続き提供します。ただし、当社は、業務の都合により、ウイルスチェック機能の提供を中止あるいは終了することができるものとします。

（１）付加機能利用料（月額）

区　分		単　位		料金額［月額］ （税込価格）
タイプ１，タイプ２に係るウイルスチェック機能	ＳＴクラウドサーバーサービスに係るサーバー装置を経由する電子メールに対して、コンピュータウイルス（通信やコンピュータ等の機能に妨害を与えるためのプログラムをいいます。以下同じとします。）が含まれる場	加算額	１のメールアドレスごとに	300 円（315 円）

	合において、当該コンピュータウイルスを検知及び駆除又は削除等する機能をいいます。			
	備考	ア　当社は、サーバー装置が扱うメールアドレスに送受信された電子メールに含まれるコンピュータウイルス（以下「ウイルス」といいます。）について、当社が別に定めるソフトウェアを用いてウイルスの検知及び駆除又は削除を行います。ただし、駆除又は削除可能なウイルスは、ウイルスの検知及び駆除又は削除の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイル（コンピュータウイルスを検知するため、各々のウイルスの特徴をパターンとしてまとめたもの）により対応可能なウイルスとします。 イ　本機能は、ウイルスチェックとして完全な機能を果たすことを保証するものではありません。 ウ　当社は、本機能利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。 エ　当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、ウの規定は適用しません。 オ　本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。		

（２）工事費の額

工事の種類		単位	工事費の額 （税込価格）
利用開始、変更に係る工事	ウイルスチェック機能	１の工事ごとに	2,000円（2,100円）
備考 １　当社は、タイプ１，タイプ２に係るＳＴクラウドサーバー契約者に限り、適用します。 ２　上記工事に伴い、特別な工事を要する場合には、その工事に要した費用を支払っていただきます。 ３　上記以外の工事が必要な場合は、その工事に要した費用を支払っていただきます。			

附　　則

1　この約款は、２０１１年１月５日から実施します。

（ウイルスチェック機能）

2　当社は、タイプ１，タイプ２に係るＳＴクラウドサーバー契約者に限り、２０１０年１０月２８日より提供しているウイルスチェック機能を、下表のとおり、引き続き提供します。ただし、当社は、業務の都合により、ウイルスチェック機能の提供を中止あるいは終了することができるものとします。

（１）付加機能利用料（月額）

区　分		単　位		料金額［月額］ （税込価格）
タイプ１，タイプ２に	ＳＴクラウドサーバーサービスに係るサ	加	１のメールアドレス	300 円（315 円）

<table>
<tr><td rowspan="2">係るウイルスチェック機能</td><td>ーバー装置を経由する電子メールに対して、コンピュータウイルス（通信やコンピュータ等の機能に妨害を与えるためのプログラムをいいます。以下同じとします。）が含まれる場合において、当該コンピュータウイルスを検知及び駆除又は削除等する機能をいいます。</td><td>算額</td><td>ごとに</td><td></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">ア　当社は、サーバー装置が扱うメールアドレスに送受信された電子メールに含まれるコンピュータウイルス（以下「ウイルス」といいます。）について、当社が別に定めるソフトウェアを用いてウイルスの検知及び駆除又は削除を行います。ただし、駆除又は削除可能なウイルスは、ウイルスの検知及び駆除又は削除の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイル（コンピュータウイルスを検知するため、各々のウイルスの特徴をパターンとしてまとめたもの）により対応可能なウイルスとします。
イ　本機能は、ウイルスチェックとして完全な機能を果たすことを保証するものではありません。
ウ　当社は、本機能利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。
エ　当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、ウの規定は適用しません。
オ　本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</td></tr>
</table>

（２）工事費の額

<table>
<tr><td colspan="2">工事の種類</td><td>単位</td><td>工事費の額
（税込価格）</td></tr>
<tr><td>利用開始、変更に係る工事</td><td>ウイルスチェック機能</td><td>１の工事ごとに</td><td>2,000円（2,100円）</td></tr>
<tr><td colspan="4">備考
１　当社は、タイプ１，タイプ２に係るＳＴクラウドサーバー契約者に限り、適用します。
２　上記工事に伴い、特別な工事を要する場合には、その工事に要した費用を支払っていただきます。
３　上記以外の工事が必要な場合は、その工事に要した費用を支払っていただきます。</td></tr>
</table>

附　　則

1　この約款は、２０１１年2月２１日から実施します。

（ウイルスチェック機能）

2　当社は、タイプ１，タイプ２に係るＳＴクラウドサーバー契約者に限り、２０１０年１０月２８日より提供しているウイルスチェック機能を、下表のとおり、引き続き提供します。ただし、当社は、業務の都合により、ウイルスチェック機能の提供を中止あるいは終了することができるものとします。

（１）付加機能利用料（月額）

<table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th colspan="2">単　位</th><th>料金額［月額］
（税込価格）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">タイプ１，タイプ２に係るウイルスチェック機能</td><td>ＳＴクラウドサーバーサービスに係るサーバー装置を経由する電子メールに対して、コンピュータウイルス（通信やコンピュータ等の機能に妨害を与えるためのプログラムをいいます。以下同じとします。）が含まれる場合において、当該コンピュータウイルスを検知及び駆除又は削除等する機能をいいます。</td><td>加算額</td><td>１のメールアドレスごとに</td><td>300 円（315 円）</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">ア　当社は、サーバー装置が扱うメールアドレスに送受信された電子メールに含まれるコンピュータウイルス（以下「ウイルス」といいます。）について、当社が別に定めるソフトウェアを用いてウイルスの検知及び駆除又は削除を行います。ただし、駆除又は削除可能なウイルスは、ウイルスの検知及び駆除又は削除の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイル（コンピュータウイルスを検知するため、各々のウイルスの特徴をパターンとしてまとめたもの）により対応可能なウイルスとします。
イ　本機能は、ウイルスチェックとして完全な機能を果たすことを保証するものではありません。
ウ　当社は、本機能利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。
エ　当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、ウの規定は適用しません。
オ　本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</td></tr>
</table>

（２）工事費の額

工事の種類	単位	工事費の額 （税込価格）

利用開始、変更に係る工事	ウイルスチェック機能	１の工事ごとに	2,000円（2,100円）
備考 １　当社は、タイプ１，タイプ２に係るＳＴクラウドサーバー契約者に限り、適用します。 ２　上記工事に伴い、特別な工事を要する場合には、その工事に要した費用を支払っていただきます。 ３　上記以外の工事が必要な場合は、その工事に要した費用を支払っていただきます。			

（特例措置）

3　当社は、本約款の実施日から２０１１年９月３０日までに、「サーバーホスティング・おてがるサーバーサービス利用規約」に定めるサーバーホスティング・おてがるサーバーサービスの利用者よりＳＴクラウドサーバーサービス、タイプ１又はタイプ３への移行を完了する旨の申し出があった場合、次の特例措置を実施する場合があります。

（１）移行時に発生する契約事務手数料及び工事費（付加機能、附帯サービスに係る工事費を含みます。）を免除します。

（２）月額料金（付加機能、附帯サービスを含みます。）を免除します。なお、月額料金を免除する期間については、別に定めるとおりとします。

附　　則

1　この約款は、２０１１年１０月１日から実施します。

（ウイルスチェック機能）

2　当社は、タイプ１，タイプ２に係るＳＴクラウドサーバー契約者に限り、２０１０年１０月２８日より提供しているウイルスチェック機能を、下表のとおり、引き続き提供します。ただし、当社は、業務の都合により、ウイルスチェック機能の提供を中止あるいは終了することができるものとします。

（１）付加機能利用料（月額）

区　分		単　位		料金額［月額］（税込価格）
タイプ１，タイプ２に係るウイルスチェック機能	ＳＴクラウドサーバーサービスに係るサーバー装置を経由する電子メールに対して、コンピュータウイルス（通信やコンピュータ等の機能に妨害を与えるためのプログラムをいいます。以下同じとします。）が含まれる場合において、当該コンピュータウイルスを検知及び駆除又は削除等する機能をい	加算額	１のメールアドレスごとに	300 円（315 円）

	います。			
	備考	ア　当社は、サーバー装置が扱うメールアドレスに送受信された電子メールに含まれるコンピュータウイルス（以下「ウイルス」といいます。）について、当社が別に定めるソフトウェアを用いてウイルスの検知及び駆除又は削除を行います。ただし、駆除又は削除可能なウイルスは、ウイルスの検知及び駆除又は削除の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイル（コンピュータウイルスを検知するため、各々のウイルスの特徴をパターンとしてまとめたもの）により対応可能なウイルスとします。 イ　本機能は、ウイルスチェックとして完全な機能を果たすことを保証するものではありません。 ウ　当社は、本機能利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。 エ　当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、ウの規定は適用しません。 オ　本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。		

（２）工事費の額

工事の種類		単位	工事費の額 （税込価格）
利用開始、変更に係る工事	ウイルスチェック機能	１の工事ごとに	2,000円（2,100円）
備考 １　当社は、タイプ１，タイプ２に係るＳＴクラウドサーバー契約者に限り、適用します。 ２　上記工事に伴い、特別な工事を要する場合には、その工事に要した費用を支払っていただきます。 ３　上記以外の工事が必要な場合は、その工事に要した費用を支払っていただきます。			

（特例措置）

3　当社は、本約款の実施日から２０１２年１月３１日までに、「サーバーホスティング・おてがるサーバーサービス利用規約」に定めるサーバーホスティング・おてがるサーバーサービスの利用者よりＳＴクラウドサーバーサービス、タイプ３へ移行する旨の申し出があった場合、次の特例措置を実施する場合があります。

（１）移行時に発生する契約事務手数料及び工事費（付加機能、附帯サービスに係る工事費を含みます。）を免除します。

（２）月額料金（付加機能、附帯サービスを含みます。）を免除します。なお、月額料金を免除する期間については、別に定めるとおりとします。

附　　則

1　この約款は、２０１２年１月１６日から実施します。

（特例措置）

2　当社は、本約款の実施日から２０１２年１月３１日までに、「サーバーホスティング・おて

がるサーバーサービス利用規約」に定めるサーバーホスティング・おてがるサーバーサービスの利用者よりＳＴクラウドサーバーサービス、タイプ３へ移行する旨の申し出があった場合、次の特例措置を実施する場合があります。

（１）移行時に発生する契約事務手数料及び工事費（付加機能、附帯サービスに係る工事費を含みます。）を免除します。

（２）月額料金（付加機能、附帯サービスを含みます。）を免除します。なお、月額料金を免除する期間については、別に定めるとおりとします。

附　　則

１　この約款は、２０１２年１０月１日から実施します。

（特例措置）

２　当社は、本約款の実施日から、２０１２年１２月２８日までに、次号を満たしている者によるＳＴクラウドサーバーサービス タイプ３（プランＡもしくはプランＣ）の契約申込を当社が承諾したとき、次項３の特例措置を実施する場合があります。

（１）「ＳＴインターネットアクセス契約約款」もしくは「ＳＴインターネットアクセス（愛媛ＣＡＴＶ専用サービス用）契約約款」に定めるお仕事ピカラ３００タイプ、又は「ビジネス光ネットサービス契約約款」もしくは「ビジネス光ネットサービス（愛媛ＣＡＴＶ専用サービス用）契約約款」に定める光ネットサービスのいずれかの契約者。

３　特例措置は次のとおりとします。

料金表第２表第１の２（工事費の額）に示すサーバー装置の設定に係る工事費、料金表第３表２（料金額）に示す契約事務手数料、及び料金表第４表第１（申請手数料）に示す申請手数料（ＪＰＲＳ等への手数料（実費）を含みます。）を免除します。ただし、この特例措置を適用した場合の、１のＳＴクラウドサーバーサービス タイプ３（プランＡもしくはプランＣ）ごとに、その利用を開始した日から起算して１年以内に契約の解除があった場合は、免除した工事費、契約事務手数料及び申請手数料（ＪＰＲＳ等への手数料（実費）を含みます。）に相当する額を当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

附　　則

１　この約款は、２０１２年１２月１０日から実施します。

（特例措置）

２　当社は、本約款の実施日から、２０１２年１２月２８日までに、次号を満たしている者によるＳＴクラウドサーバーサービス タイプ３（プランＡもしくはプランＣ）の契約申込を当社が承諾したとき、次項３の特例措置を実施する場合があります。

（１）「ＳＴインターネットアクセス契約約款」もしくは「ＳＴインターネットアクセス（愛媛ＣＡＴＶ専用サービス用）契約約款」に定めるお仕事ピカラ３００タイプ、又は「ビジネス光ネットサービス契約約款」もしくは「ビジネス光ネットサービス（愛媛ＣＡＴＶ専用サービス用）契約約款」に定める光ネットサービスのいずれかの契約者。

３　特例措置は次のとおりとします。

料金表第２表第１の２（工事費の額）に示すサーバー装置の設定に係る工事費、料金表第３表２（料金額）に示す契約事務手数料、及び料金表第４表第１（申請手数料）に示す申請手数料（ＪＰＲＳ等への手数料（実費）を含みます。）を免除します。ただし、この特例措置を適

用した場合の、１のＳＴクラウドサーバーサービス タイプ３（プランＡもしくはプランＣ）ごとに、その利用を開始した日から起算して１年以内に契約の解除があった場合は、免除した工事費、契約事務手数料及び申請手数料（ＪＰＲＳ等への手数料（実費）を含みます。）に相当する額を当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

附　　則

１　この約款は、２０１４年４月１日から実施します。

附　　則

１　この約款は、２０１４年７月３１日から実施します。

（特例措置）

２　２０１４年７月３１日から２０１４年１０月３１日までの間に、タイプ４についてＳＴクラウドサーバー契約の申込みをし、契約が成立したＳＴクラウドサーバー契約者に次の特例措置を実施いたします。

（１）料金表 第１表(料金) 第１(利用料金) ２(料金額(利用料[基本額])) (エ)(タイプ４)に規定する料金額[月額]について、ＳＴクラウドサーバー契約の成立後、初めて当日料金の課金対象となった日から起算して３０日間は当日料金をいただきません。

（２）料金表 第１表(料金) 第２(付加機能利用料) ２(付加機能の種類等) (イ)(タイプ４)に規定する料金額[月額]について、ＳＴクラウドサーバー契約の成立後、初めて当日料金の課金対象となった日から起算して３０日間は当日料金をいただきません。

（３）料金表 第２表(工事に関する費用) 第１(工事費) ２(工事費の額) ２－１(サーバー装置の設定、変更、一時中断に係るもの) (エ)(タイプ４)に規定する工事費の額について、ＳＴクラウドサーバー契約の成立後、初めて当日料金の課金対象となった日から起算して３０日間はいただきません。

（４）料金表 第２表(工事に関する費用) 第１(工事費) ２(工事費の額) ２－２(付加機能に係るもの) (エ)(タイプ４)に規定する工事費の額について、ＳＴクラウドサーバー契約の成立後、初めて当日料金の課金対象となった日から起算して３０日間はいただきません。

（５）料金表 第３表(事務手数料等) ２(料金額)に規定する料金額について、ＳＴクラウドサーバー契約の成立後、初めて当日料金の課金対象となった日から起算して３０日間はいただきません。

（６）料金表 第４表(附帯サービスに関する料金) 第１(申請手数料)に規定する料金額について、ＳＴクラウドサーバー契約の成立後、初めて当日料金の課金対象となった日から起算して３０日間はいただきません。

（７）料金表 第４表(附帯サービスに関する料金) 第２(ドメイン名維持管理料)に規定する料金額[月額]について、ＳＴクラウドサーバー契約の成立後、初めて当日料金の課金対象となった日から起算して３０日間は当日料金をいただきません。

３　２の特例措置に関する提供条件や制限、制約等については、本約款および当社ホームページ等に定めるところによります。

附　　則

１　この約款は、２０１５年２月１日から実施します。

附　　則

１　この約款は、２０１５年４月２７日から実施します。

附　　則

１　この約款は、２０１５年８月２４日から実施します。

附　　則

１　この約款は、２０１６年７月４日から実施します。

附　　則

１　この約款は、２０１６年１１月７日から実施します。

附　　則

１　この約款は、２０１６年１２月１日から実施します。

附　　則

１　この約款は、２０１８年８月１日から実施します。

附　　則

１　この約款は、２０１９年４月２２日から実施します。

附　　則

１　この約款は、２０１９年１０月１日から実施します。

附　　則

１　この約款は、２０２３年３月１日から実施します。

附　　則

１　この約款は、２０２３年５月１５日から実施します。

（特例措置）

２　２０２３年７月３１日より以前に、タイプ３についてＳＴクラウドサーバー契約が成立しているＳＴクラウドサーバー契約者を対象に、次の特例措置を実施いたします。

（１）２０２３年８月１日から２０２４年３月３１日までの間、料金表 第１表(料金）第２（付加機能利用料）２(付加機能の種類等）（イ)(タイプ３)のウイルスチェック機能において、ＦｏｒｔｉＭａｉｌを用いて提供することとし、当社が定める期日までに本機能における継続利用の意思が確認できなかった場合に限り、２０２４年４月１日をもって、本機能の提供を終了させていただきます。

（２）２０２３年８月１日から２０２４年３月３１日までの間、ウイルスチェック機能で規定する料金額[月額]について、料金をいただきません。

附　　則

１　この約款は、２０２４年７月１日から実施します。

（整理品目に関する経過措置）

２　タイプ３（エコノミー）は２０２４年７月１日より新規申込受付を停止し、２０２５年９月３０日をもって提供を終了するものとします。

附　　則

１　この約款は、２０２４年１１月１日から実施します。

附　　則

１　この約款は、２０２５年２月１８日から実施します。

附　　則

１　この約款は、２０２５年３月２０日から実施します。